

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

青森大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	43
基準 5. 経営・管理と財務	52
基準 6. 内部質保証	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	66
基準 A. 地域とともに生きる大学	66
V. 特記事項	70
VI. 法令等の遵守状況一覧	71
VII. エビデンス集一覧	83
エビデンス集（データ編）一覧	83
エビデンス集（資料編）一覧	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

青森大学の建学の精神と使命・目的

青森大学（以下、「本学」という。）は、1968年に開設された。創立当初は、経営学部のみであったが、現在では社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部を加え、文系、理系の4学部の総合大学である。青森大学の設置者は、学校法人青森山田学園（以下、「本学園」という。）である。本学園の前身は1918年に発足した山田きみ裁縫教授所である。教育の理念として、「誠実、勤勉、純潔、明朗」を掲げ、地域の子弟、特に女性に対し、手に職を付けさせるとともに、自立して地域社会で生きることができる力を付けさせるための教育を行った。

その後、1948年に青森山田高等学校が開設され、1962年に青森短期大学が開設された。青森大学が開設されたのは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代が次々に高校を卒業し、大学への進学率の上昇が著しい頃の1968年である。基本には、地域の期待に応えて、青森県を中心とする若者を大学に受け入れ、青森県をはじめとする我が国において、科学技術の進展や経済の発展に貢献できる人材を育てていこうとする考え方があった。

本学園が設置してきた全ての学校（大学を含む）を貫く建学の精神が地域の子弟を受け入れ育て、社会に有為な人材を送り出すことであることは、疑いがない。およそ私学は建学の精神を持ち独自の気風を育てており、本学園全体そして青森大学にとって、「地域とともに生きる」ことが原点である。

本学の使命・目的は、本学学則（以下、「学則」という。）に明記するとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第1条第1項）である。本学は、学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、すなわち地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる大学とし開設された。この基本は、今日も変わらない。

青森大学の基本理念

学則が示す使命・目的に基づき、大学創立時には経営学部を開設した。

その後、本学が社会学部、工学部、ソフトウェア情報学部、薬学部、大学院環境科学研究科等の増設を行い、総合大学へと発展していき、また、大学への進学率が上昇していくに伴い、幅広い能力や個性を有する学生が入学してくるようになった。

このような状況の中、4学部に共通する大学全体としての基本理念が、主として教育の在り方に関して明確になってきた。本学の基本理念は、2009年度に明文化され、2012年12月7日付けで学則に加えられた。学則に示されている基本理念（第1条第2項）は、次のとおりである。

- 1 青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けさせるための実践的な教育を行う。
- 2 教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に

引き出すための親身な指導を行う。

- 3 大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

青森大学の個性・特色等

2012年4月に就任した崎谷康文元青森大学学長は、学生に身に付けてほしい3つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。この考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、2013年度から新しい教養教育課程「青森大学基礎スタンダード」を展開し、2015年度からは地域貢献演習を導入している。崎谷元学長が示した3つの力は、学則に定める基本理念の3項目と対応し、また、基本理念を補完している。すなわち、基本理念の第1項は、学生に身に付けさせるべき教育内容として、人間性と確かな教養、基礎学力と社会に役立つ実践的な能力を示しており、このことは、元学長が提示する生涯をかけて学び続ける力を身に付けさせることにつながる。基本理念の第2項は、教員と学生のコミュニケーションと親身な指導という教育方法を示しており、このような指導により、学生が社会において適切な人間関係を築くことができる力を備えさせることができる。基本理念の第3項は、大学の教育研究活動が地域と緊密な連携をとり、地域社会から愛される大学となることを謳っており、このことは、学生が社会において自分が果たすべき役割を自覚していくこと、自分自身を見据え、確かめていき、広く発信していくことに結びつく、と考える。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、学校法人青森山田学園に属する。本学園の前身は、1918年に発足した山田きみ裁縫教授所である。1948年に青森山田高等学校を開設し、これに伴って、1951年、本学園は、学校法人青森山田学園と名称を変更し認可された。1962年、本学園は、青森短期大学を開設した。

1968年に、青森市初めての4年制大学として青森大学を開設し、経営学部経営学科を設置した。1981年に社会学部社会学科を、1992年に工学部（電子情報工学科、情報システム工学科、生物工学科）を、1997年に経営学部産業学科、社会学部に社会福祉学科を、そして1999年に大学院環境科学研究科（環境管理学専攻、環境教育学専攻）を設置した。

2004年、工学部生物工学科を改組して薬学部医療薬学科を設置し、工学部の電子システム工学科と情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科を設置した。2006年から、薬学部6年制がスタートし、学科名を薬学科に変更した。2012年、大学院環境科学研究科を募集停止とし、社会学部は、社会福祉学科を廃止して社会学科1学科に統合した。2013年、大学院環境科学研究科を廃止した。また、同年、青森短期大学を廃止した。

2017年度より、経営学部の名称を総合経営学部に変更した。

2019年度より、本学東京キャンパスに総合経営学部を設け、翌2020年度には同東京キャンパスに社会学部・ソフトウェア情報学部を増設した。2022年度より、本学むつキャン

青森大学

パスに総合経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部を設けた。

青森大学の沿革

昭和41 (1966) 年 4月	青森大学校舎完成 (5,354m ²)
昭和43 (1968) 年 4月	青森大学経営学部・経営学科開設 入学定員 100人
昭和54 (1979) 年 8月	青森大学体育館新設 (1,386m ²)
昭和56 (1981) 年 4月	青森大学社会学部・社会学科開設 入学定員 100人 青森大学3号館建築完成 (2,401m ²) 青森大学4号館 (含む図書館) 建築完成 (2,760m ²)
昭和59 (1984) 年 6月 7月 9月 10月	青森大学研究室増設 (378m ²) 青森大学合宿所新設 (581m ²) 青森大学相撲道場新築 (158m ²) 青森大学雲谷ヒュッテ新築 (576m ²)
昭和61 (1986) 年 12月	青森大学食堂増改築 (223m ²)
平成3 (1991) 年 4月	経営学部臨時定員 80人、社会学部臨時定員 80人
平成4 (1992) 年 1月 4月	青森大学5号館建築完成 (8,820m ²) 青森大学工学部開設 電子情報工学科入学定員 45人、情報システム工学科入学定員 45人、生物工学科入学定員 45人
平成6 (1994) 年 10月	青森大学第二体育館 (正徳館) 完成 (3,179m ²)
平成7 (1995) 年 4月	青森大学研究棟完成 (1,061m ²)
平成8 (1996) 年 3月	青森大学クラブ室完成 (580m ²) スチューデントプラザ学生会館完成 (8,073m ²)
平成9 (1997) 年 4月 7月 12月	経営学部・産業学科開設 入学定員昼間主コース 80人 同夜間主コース 20人 編入定員 20人 経営学科入学定員を100人から80人に変更 社会学部・社会福祉学科開設 入学定員 100人 青森大学6号館 (大講義室・実験実習室) 完成 (2,161m ²) 青森大学7号館 (研究室・ゼミ室) 完成 (1,366m ²) 新図書館完成 (1,000m ²) レストラン完成 (814m ²) 青森大学ヒュッテ完成 (429m ²)
平成11 (1999) 年 3月 4月	青森大学大学院研究棟完成 A棟 (研究室 416m ²) B棟 (研究室 303m ²) C棟 (研究室 291m ²) 青森大学大学院環境科学研究科開設 環境管理学専攻入学定員 10人 環境教育学専攻入学定員 10人
平成14 (2002) 年 4月	経営学部・産業学科の名称を産業デザイン学科に変更 工学部・電子情報工学科の名称を電子システム工学科に変更
平成15 (2003) 年 3月 4月	社会学部・社会福祉学科に介護福祉養成施設等指定認可 社会学部・社会福祉学科の入学定員を100人から150人に変更

青森大学

平成16（2004）年 4月	経営学部・産業デザイン学科の名称をビジネス情報学科に変更 工学部・生物工学科を改組して、薬学部・医療薬学科（入学定員 100 人）を開設 工学部・電子システム工学科、情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科（入学定員 60 人）を開設
平成18（2006）年 4月	薬学部 6 年制スタート これに伴い医療薬学科の名称を薬学科に変更 薬学部の定員を 100 人から 120 人に変更
平成20（2008）年 4月 8月	経営学部・経営学科の入学定員を 100 人から 120 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 150 人から 130 人に変更 経営学部・ビジネス情報学科廃止
平成21（2009）年 3月 4月	工学部廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に変更 社会学部・社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更 薬学部・薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更 ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更
平成24（2012）年 3月 4月	大学院環境科学研究科募集停止 社会学部は社会福祉学科を募集停止して社会学科 1 学科に統合
平成25（2013）年 3月 4月	大学院環境科学研究科廃止 経営学部の入学定員を 130 人から 100 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 40 人に変更
平成28（2016）年 4月	社会学部の入学定員を 90 人から 70 人に変更
平成29（2017）年 4月	経営学部の名称を総合経営学部に変更
平成30（2018）年 4月	青森大学開学 50 周年
平成31（2019）年 4月	薬学部の入学定員を 90 人から 70 人に変更 総合経営学部の入学定員を 100 人から 110 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 40 人から 50 人に変更 青森大学 東京キャンパス 総合経営学部 開設 青森ねぶた健康研究所を開設
令和2（2020）年 4月	青森大学 東京キャンパスに社会学部、ソフトウェア情報学部増設
令和4（2022）年 4月	青森大学 むつキャンパス 総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部開設
令和5（2023）年 4月	総合経営学部の入学定員を 110 人から 130 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 70 人に変更 薬学部の入学定員を 70 人から 50 人に変更

2. 本学の現況

・ 大学名

青森大学

青森大学

・所在地

青森県青森市幸畑 2 丁目 3 番 1 号

東京都江戸川区清新町 2 丁目 10 番 1 号

青森県むつ市金谷 1 丁目 10 番 1 号

・学部構成

総合経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

・学生数、教員数、職員数

学生数（2024年5月1日現在）

学部	学科	在籍学生数						計
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
総合経営学部	経営学科	138	136	106	106	—	—	486
社会学部	社会学科	56	69	63	63	—	—	251
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	71	65	52	48	—	—	236
薬学部	薬学科	35	37	29	39	46	51	234
合計		300	307	250	256	46	51	1204

教員数（2024年5月1日現在）

学部	学科	専任教員数					助手	設置基準上必要人数	兼任教員数	兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計				
総合経営学部	経営学科	10	5	2	0	17	0	14	—	16
社会学部	社会学科	17	3	2	0	22	0	14	—	18
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学部	11	2	3	1	17	0	14	—	11
薬学部	薬学科	14	9	5	3	31	2	28	—	19
大学設置基準上大学全体の収容定員に応じて必要とされる専任教員数								17		
合計		52	19	12	4	87	2	87	—	64

青森大学

職員数（2024年5月1日現在）

所属名	専任職員	パート（アルバイト含む）
大学	56	16

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

青森市初の 4 年制大学として、地域の期待に応え開設された青森大学（以下「本学」という。）の使命・目的は、学則に「学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第 1 条第 1 項）と明記されている【資料 1-1-1】。

本学の使命・目的に基づき、大学の基本理念が 2009 年度に明文化され、2012 年度に学則に取り入れられた。学則に示している基本理念は、次のとおり明確に定められている（第 1 条第 2 項）。

- 1 青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を身に付けさせるための実践的な教育を行う。
- 2 教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。
- 3 大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

人材養成に関する目的、教育研究上の目的（以下、「教育目的」という。）に関しては、学則第 1 条第 3 項に学部・学科ごとに、次のとおり具体的かつ明確に規定している。

総合経営学部 経営学科

経営学、経済学、商学に関する基礎的な知識・技術を教授し、企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化、IT 化、スポーツビジネスの進展などに対応できる人材、総合的・多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる、イノベーション能力を有した人材を育成する。

社会学部 社会学科

現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際

社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。

また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

ソフトウェア情報学部 ソフトウェア情報学科

基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。

薬学部 薬学科

薬学の基礎となる科学的知識・技術を授け、さらに医療薬学的知識・技術及び医療人としての心構えと態度を身に付け、わが国の医療環境の進展に応え得る薬剤師を育成することを目的とする。

<エビデンス集>

【資料 1-1-1】青森大学学則（第 1 条）

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に規定しており、簡潔な文章化が図られている。また、学則第 1 条第 2 項には、大学の基本理念を簡潔に示しており、ディプロマ・ポリシー（全学）にはより具体的に明文化されている。さらに、学則第 1 条第 3 項に、大学の使命・目的に基づいて記述した各学部・学科の教育目的が簡潔かつ具体的に示されている【資料 1-1-1】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-1】青森大学学則（第 1 条）

1-1-③ 個性・特色の明示

本学では「青森大学ルネッサンス」を提唱し、学生に身に付けてほしい 3 つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。大学の建学の精神及び大学の使命・目的に示されている考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革の方針を示し、2013 年度から教養科目を再構築して「青森大学基礎スタンダード科目」を導入、学生が主役になる新しい教養教育を展開している。

また、本学の教育の基本である「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」は本学の個性・特色といえるものであり、学則第 1 条に記載されている「地域社会の向上に資することを目的とする」及び本学の基本理念の 2 項に記載されている「教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う」に対応しており、大学の個性・特色が使命・目的等に反映されている【資料 1-1-1】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-1】青森大学学則（第1条）

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的、基本理念は、学部の改組、新学部の設置等とともに、大学開設時から社会の変化とともに変化してきた。しかしながら、学問の府としての大学本来の使命を果たすべきことと同時に、地域とともに生きる大学として、地域社会に貢献するという基本の考え方は、本学の建学の精神でもあり、現在も維持してきている。また、本学の使命・目的、基本理念が、時代の変化の中で具体的な教育研究活動に十分に活かされているかどうかに関しては、教職員研修会や大学運営会議などで、討議する機会を設けている【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】。さらに、認証評価の受審を念頭に毎年の自己点検・評価報告書を策定しているが、特に社会変化に呼応した文部科学省の考え方への対応に加えて、本学独自の社会変化への対応については、大学運営会議及び各学部の教授会に加えて自己点検評価・認証評価審査対策委員会及び毎年の自己点検・評価報告書策定のプロセスの中で対応するとともに、報告書に基づいて教育課程の改定や全学及び各担当部署が社会の変化への対応を担っている【資料 1-1-4】。

また、2022年度には、建学の精神、使命・目的、基本理念及び教育目的を理事会でも確認して学則改正を行うなど、学内での見直しが実施されている。さらに、2023年度には、使命・目的に関する大学の自己認識を表すものとして、本学が目指す姿を記載した「学生が輝く大学の構築」を大学運営会議で示した【資料 1-1-5】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-2】2022年度青森大学教職員研修会資料（夏季・冬季）（使命・目的、基本理念の審議）

【資料 1-1-3】2022年度青森大学大学運営会議議事録（使命・目的、基本理念の審議）

【資料 1-1-4】2022年度青森大学自己点検・評価報告書

【資料 1-1-5】「学生が輝く大学の構築」（2023年度4月大学運営会議資料）

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の個性・特色の明示及び法令への適合については、今後も法令の改正や社会の変化を見極めつつ、学部の改組などを含め適切に対応していくとともに、建学の精神を踏まえ、基本の考え方を大切にしながら、具体的な教育の目的や方法の改善について、柔軟に行っていく。また、次年度以降も、本学の使命・目的、基本理念を継続的に確認し、教授会及び大学運営会議で審議し（規程、規則、細則、内規等の整合性を含む）、質保証委員会においてPDCAサイクルの一環として討議することが必要と考えられる。また、学外のステークホルダー等の意見を集約し審議の参考とすることも必要である。さらに、本学の教育・研究活動に関する外部評価のシステムを構築する必要がある。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、基本理念は、役員及び教職員に理解されている。また、この理念を基に大学及び各学部において3つのポリシーを策定し、公表、実施する営みを通じて、理解と支持を深めている。これら一連の取組みにより、大学としての使命・目的、基本理念をすべての教職員が自覚する必要があることが、これまで以上に認識されるようになった。さらに、本学園の理事会等においても随時、大学の使命・目的、基本理念等について説明しており、役員の理解と支持を得ている【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】。

<エビデンス集>

【資料 1-2-1】2024 年度 4 月大学運営会議議事録（大学の使命・目的、基本理念等について説明）

【資料 1-2-2】2024 年度 5 月理事会議事録（大学の使命・目的、基本理念等について説明）

1-2-② 学内外への周知

本学の基本理念は、大学が作成した冊子やホームページなどにより、学内外に広く開示している【資料 1-2-3】。学則に明記している本学の使命・目的、基本理念は、青森・東京・むつキャンパスの全ての教職員に周知されている。式典や行事において、本学の使命・目的、基本理念及びそれらに基づく教育方針について、学長が繰り返し言及している【資料 1-2-4】。また、青森・東京・むつキャンパスの全ての新生生のオリエンテーションにおいて、学部長、学科長などが本学の使命・目的、基本理念を説明している。さらに、使命・目的、基本理念を記載した「青森大学学生生活ガイドブック」を、青森・東京・むつキャンパスのすべての教職員及び学生に配布している【資料 1-2-5】。

本学の基本理念の3項目は、学生が集う場所など13か所（青森キャンパス8か所、東京キャンパス3か所、むつキャンパス2か所）に掲示しており、教職員及び学生、さらに来訪者にも周知を図っている【資料 1-2-6】。

<エビデンス集>

【資料 1-2-3】青森大学案内（2024 年）

【資料 1-2-4】2023 年度学位記授与式次第

【資料 1-2-5】青森大学学生生活ガイドブック 2023

【資料 1-2-6】 青森大学の理念揭示場所

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中期的な計画は、本学の使命・目的を具体化した基本理念に基づいて構築されたディプロマ・ポリシー及び学則に明文化されている人材養成に関する目的と教育研究上の目的等の実現を目指す、方向性や課題への計画的な対応を示す内容となっている【資料 1-2-7】。

また、本学の中期的計画には、内部質保証のプロセスを基軸に自己点検・評価報告書の策定を援用して PDCA サイクルを展開することによって、継続的に本学の使命・目的等を実現していくための具体的な取組みが示されていることから、使命・目的及び教育目的等は中期的計画に反映されている。

基本方針として「地域とともに生きる大学」及び「学生中心の大学」を掲げ、改革を進めていることを記述している。また、ブランドイメージとして「学生が輝く大学」を基軸に FD・SD、広報及び内部質保証等の活動を進めていくことも記述している。

<エビデンス集>

【資料 1-2-7】 青森大学の中期的計画（令和 6～令和 10 年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

2016 年 12 月に、青森大学の 3 つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」）を改訂し、2017 年 4 月から施行している。この 3 つのポリシーにおいて、本学が「地域とともに生きる大学」かつ「学生中心の大学」として、学則第 1 条の「有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資すること」を目指すこと、専門的知識・技能を身に付け、かつ、「未来を拓く実践力」を培うため、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の 3 つの力を備えた人物に学位を授与すること等を記述しており、3 つのポリシーに基づく改革を進めている【資料 1-2-8】。また、3 つのポリシーは教授会の審議事項として規定されていることから、各学部内の審議においても 3 つのポリシーへの反映が確認されるシステムとなっている【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】。

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、3 つのポリシー等に明確に反映されている。

<エビデンス集>

【資料 1-2-8】 青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）

【資料 1-2-9】 2023 年度教授会議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）

【資料 1-2-10】 2023 年度大学運営会議議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を達成するために、教育目的に沿って 4 つの学部を設置し、3 ポリシ

一等に基づいた教育課程の編成を行っている。また全学的組織及び各学部の組織等を設置して、相互に関連性を持って適切に機能させている。具体的には、各学部の委員で構成される全学的な委員会やセンターなどの組織を設置している。これらの組織の中で、教務委員会、学生委員会及び入学者選抜・継続支援管理委員会等は教育に関連した機能を担っている。教務委員会の下に置かれた学部教務委員会が、教育課程単位で教育目的に沿った運用を担保している。

研究に関しては総合研究所を設置し、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な教授研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献することを目的として運営している。

各学部にわたる全学的な教学マネジメントなど大学運営の基本的な事項は、学部、委員会、事務局及び別地キャンパス等の議論を踏まえ、学長が主宰し、必要に応じ法人本部からも出席する大学運営会議において審議している。

このように、本学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、適切な整合性をもって構成されており、適確な運営が行われている【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】。

<エビデンス集>

【資料 1-2-11】 2023 年度青森大学組織構成図

【資料 1-2-12】 2023 年度校務分掌（全学）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の基本理念は、様々な形で明示している。基本理念に加え、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学則などに明示しているものの、引き続き、学内外への周知について工夫し努力していきたい。

今のところ、中長期的な計画及び3つのポリシー等への使命・目的及び教育目的の反映がなされており、教育研究組織の構成との整合性が図られているが、今後も自己点検・評価等を通じて継続的に確認し、改善を図っていきたい。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的等は本学学則において明確に記述されており、それに基づいて全学及び各学部の3つのポリシーが策定されている。また、社会情勢や地域性、またグローバル化を中心とする時代の趨勢に即しているか否かの確認が、大学運営会議を中心にされており、本学の進むべき道について定期的に討議されている。使命・目的等については、本学ホームページ、大学案内に記載するだけでなく、キャンパス内の数カ所に掲示されており、学内外から常に確認できるような工夫がなされている。

本学の使命・目的等を反映して策定された中期的計画の実行のため、教育・研究両面において各種委員会等が設置されており、その内容は大学運営会議で集約されている。

よって、基準1「使命・目的等」の基準は十分に満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2018 年度からのアドミッション・ポリシーは、各学部の教授会で審議されるべき事項として定められており、教授会で学則に定められた教育目的を踏まえた審議を実施した【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。外部に向けては入学者選抜ガイド、ホームページなどで告知・周知を図っており、オープンキャンパス、進学説明会や高校訪問等においても入試に関する情報提供だけでなく、本学が求める学生像や本学の特色を説明し理解してもらうようにしている【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】。学内においては、大学運営会議等で学生の受入れに関わる教職員に周知を図り、入学者と求める人材像が適合することを確認している。

<エビデンス集>

【資料 2-1-1】 青森大学学則第 1 条第 3 項（人材養成に関する目的、教育研究上の目的）

【資料 2-1-2】 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め（学長裁定）

【資料 2-1-3】 青森大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-4】 2024 年度青森大学入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、多様な能力を持つ入学志願者を入学させるために、高等学校において学習することになっている内容の達成度に基づいた「一般選抜」、本学が提供する教育内容や取得できる資格に係る勉学に高い意欲がある志願者を選抜する「総合型選抜」及び高等学校及び中等教育学校等の学校長が入学志願者の人物及び学力などを評価して推薦する入学志願者のための「学校推薦型選抜」を実施している。また、これらの分類の中で留学生、社会人及び東京キャンパスで学びたい入学志願者向けの選抜も行っている。

これらの選抜は、入学者選抜ガイドに基づき実施している。また、入学者選抜がすべて終了した後、各学部教授会及び入学者選抜管理委員会及び入学者選抜選考部会において公正性や妥当性等の振り返りを行い、次年度の入学者選抜ガイドの作成時にその結果を反映させるようにしている【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-4】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-5】 青森大学入学者選抜管理委員会規程

【資料 2-1-6】 青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

【資料 2-1-7】 2024 年度留学生選抜ガイド

【資料 2-1-8】 2023 年度青森大学入学者選抜選考部会議事録

【資料 2-1-9】 2024 年度青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するために必要に応じて入学定員数の見直し等を行っている。加えて、青森大学中期的計画において、今後 4 年間程度の収容定員充足率 100%を目指すための方策及び各年度の適切な学生受入れ数を検討し、各年度の学生募集計画を定めている【資料 2-1-10】。

この計画に基づき、入学者選抜管理委員会に入学者選抜選考部会、学生募集戦略部会及び離学者防止対策部会を設け、収容定員に沿った適切な学生数の管理を行っている【資料 2-1-5】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】。

なお、入学定員の変遷及び過去 6 年間の入学者数と入学定員充足率及び収容定員数と収容定員充足率の推移は次の通りである。

【入学者数・入学定員】

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
総合経営学部	入学者数	142	113	114	114	141	138
	入学定員	110	110	110	110	130	130
	入学定員充足率	129.1%	102.7%	103.6%	103.6%	108.5%	106.2%
社会学部	入学者数	82	72	78	69	73	56
	入学定員	70	70	70	70	70	70
	入学定員充足率	117.1%	102.9%	111.4%	98.6%	104.3%	80.0%
ソフトウェア情報学部	入学者数	64	51	51	63	62	71
	入学定員	50	50	50	50	70	70
	入学定員充足率	128.0%	102.0%	102.0%	126.0%	88.6%	101.4%
薬学部	入学者数	54	48	32	24	39	32
	入学定員	70	70	70	70	50	50
	入学定員充足率	77.1%	68.6%	45.7%	34.30%	78.0%	64.0%
大学全体	入学者数	342	284	275	270	315	297
	入学定員	300	300	300	300	320	320
	入学定員充足率	114.0%	94.7%	91.7%	90.0%	98.4%	92.8%

【在学者数・収容定員】

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総合経営学部	在学者数	494	478	461	461	461	486
	収容定員	440	440	440	440	520	520
	収容定員充足率	112.3%	108.6%	104.8%	104.8%	88.7%	93.5%
社会学部	在学者数	311	311	301	289	272	251
	収容定員	280	280	280	280	280	280
	収容定員充足率	111.1%	111.1%	107.5%	103.2%	97.1%	89.6%
ソフトウェア情報学部	在学者数	179	202	217	224	220	236
	収容定員	200	200	200	200	280	280
	収容定員充足率	89.5%	101.0%	108.5%	112.0%	78.6%	84.3%
薬学部	在学者数	293	290	274	234	234	231
	収容定員	420	420	420	420	300	300
	収容定員充足率	69.8%	69.0%	65.2%	55.7%	78.0%	77.0%
大学全体	在学者数	1,281	1,277	1,253	1,208	1,187	1,204
	収容定員	1,340	1,340	1,340	1,340	1,380	1,380
	収容定員充足率	95.6%	95.3%	93.5%	90.1%	86.0%	87.2%

各学部の状況

総合経営学部では、入学定員を充足するための継続的な努力をしており、2022年度まで充足状態を維持してきた。このことを踏まえ、2023年度より入学定員を20名増員して130名とし、2024年度までこの定員も満たしている状況である。

社会学部では、2022年度と2024年度は入学定員を満たしていない状況である。学部の収容定員充足率もこれに合わせて減少傾向にある。この傾向を脱却するために、連携協定を締結している高等学校での授業支援やオープンキャンパス等での社会福祉コースの模擬授業に力を入れる等、社会学部に興味を持つ入学志願者を増やす取組みを進めている。

ソフトウェア情報学部では、2022年度まで入学定員と収容定員双方とも充足している状況であった。2023年度に入学定員を20名増員したことも影響し、入学定員充足率が減少し、合わせて収容定員充足率も影響を受けているものの、2024年度は入学定員を満たしている。

薬学部の2022年度の入学者は入学定員70名に対して24名と大幅に減少した。入学定員に沿った適切な受入数の維持の視点から解決すべき課題があると捉え、2023年度より入学定員を20名減員した。2023年度以降は入学者数も回復したことから、入学定員充足率は大幅に向上し、収容定員充足率も70%台後半まで回復した。現在、薬学部強化タスクフォースを中心に、安定した学生確保に向けて格段の対策を実施している【資料 2-1-14】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-10】 青森大学中期的計画（令和6年度～令和10年度）

【資料 2-1-11】 青森大学入学者選抜管理委員会入学者選抜選考部会内規

【資料 2-1-12】 青森大学入学者選抜管理委員会学生募集戦略部会内規

【資料 2-1-13】 青森大学入学者選抜管理委員会離学者防止対策部会内規

【資料 2-1-14】 薬学部強化タスクフォース学長裁定

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施し、毎年度検証を行っている。今後、IR による調査・分析等を強化し、教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの一貫性を継続して確認していく。

入学定員及び収容定員に沿った在学生の確保に関しては、毎年度の入学者選抜の結果を踏まえて入学定員の変更等の対応を行ってきた。また、令和 5 年度に整備した入学者選抜管理委員会に、学修支援、留学生支援等の組織を加え、令和 6 年度には入学者選抜・継続支援管理委員会へと改組し、入学者確保から在学生支援そしてキャリア支援までを一貫して行うことにより、エンrollment・マネジメントを整備する等の対策を行ってきた。また、特に薬学部に関しては、薬学部強化タスクフォースを立ち上げ、安定した学生確保の対策を通じた薬学部の魅力向上を図っている。今後は、これらの体制のもと、適正な入学定員及び収容定員の確保に関して PDCA サイクルを展開し、実質的な改善に結びつける。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援に関しては、「青森大学における学生支援の方針」を策定し、それに基づいて学修支援センターが中心となり教務委員会、学生委員会、教務課、学生課等と業務を分担して、以下のとおり教員と職員が協働して支援を実施している【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】。学修支援の柱となる教務委員会と学生委員会では、委員長を教員、副委員長を職員とすることにより、教職協働を担保し実行力を高めている。6 年制である薬学部では、特に「薬学教育センター」を設置して学修支援を強化している【資料 2-2-6】。令和 6 年度からは、入学から卒業まで一貫した学生支援を行うため委員会等を再編し、入学者選抜、学生募集及び離学者防止等に加えて学修支援センター、薬学教育センター、留学生支援センター及びキャリア支援部会を入学者選抜・継続支援管理委員会の傘下として組織した【資料 2-2-7】。上記の委員会と教務委員会、学生委員会、オフィスアワー、チュードント・アシスタント及び障がいのある学生支援の運用等を連携して推進している。特に、障がいのある学生の対応は、学生委員会と学生相談・特別支援センターが、「青森大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づいて実施してきた。令和 5 年度には「青森大学における学生支援の方針」の中に障

害学生支援の方針を明記し、対応を強化した。

<エビデンス集>

- 【資料 2-2-1】 青森大学における学生支援の方針
- 【資料 2-2-2】 青森大学学修支援センター規程
- 【資料 2-2-3】 2023 年度学修支援センター計画
- 【資料 2-2-4】 2023 年度学修支援センター活動総括
- 【資料 2-2-5】 2023 年度学修支援センター運営会議議事録
- 【資料 2-2-6】 青森大学薬学教育センター規程
- 【資料 2-2-7】 青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、青森大学における学生支援の方針を策定し、その中で生活支援、健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援、障がい学生支援等に関する対応等を明示している【資料 2-2-1】。

(1) オフィスアワー制度

全学的にオフィスアワー制度を設け、全専任教員が週 1 回以上の時間帯（非常勤講師については授業の前後で対応）を設定し、学生の授業等に関する相談や学修支援活動に活用している。オフィスアワーは指定した時間に各教員の研究室で行い、学生は当該時間内であれば予約なしで訪問できることを原則としている。開設時間と場所は学内の掲示板や各教員の研究室前での掲示でも確認でき、学生にも周知されている【資料 2-2-8】。学生はオフィスアワーの時間以外にも教員を訪ねて指導や学修支援を受けており、これには本学の学生と教員の距離の近さが影響していると考えられる。

(2) スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修効果を高めるために、2014 年度から SA 制度を導入している。科目の特性や必要性に応じて、授業の経験が豊富な 4 年生を中心とした上級学年の学生を SA として認定して、授業支援を展開している【資料 2-2-9】。SA は、担当教員の指導の下、それぞれ学部学生、下級生に対する助言や支援、実習準備等の教育補助業務を行っている。演習科目及び実習科目での活用が多く、2023 年度の SA の登録者数は 47 人であった。

(3) 障がいのある学生への配慮

身体に障がいのある学生が本学への入学を希望する場合には、入学者選抜前あるいは入学後に本人もしくは保護者からの申し出を受け、面談などにより必要な対策を相談することとしている。大学側では障がいの程度を把握すること、入学希望者側では学内設備や入学試験時の配慮を確認しておくことが必要であるが、前者については極めてプライベートな情報であり、情報管理について支援体制とともに整備を進めている。

障がいのある学生に対する学修等の支援は、学生委員会及び学生相談・特別支援センタ

ーが主となり行っている【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】。上述したように、青森大学における学生支援の方針の中に障がい学生支援の方針を明記するとともに、障がい学生支援ガイドラインで具体的な対応方法等を定めている【資料 2-2-12】。

(4) 中途退学者・休学者及び留年者等への支援

学生委員会が中心となって担任等が毎月の面談等を行うこととしている。加えて、中途退学者、休学者、停学者、留年者等への対応の基本的姿勢は、事前指導の徹底にあると考え、IR 推進センターと離学者防止対策部会が協働で全学生を対象として毎週の出欠状況を可視化しており、担任等が必要に応じて面談等を行っている【資料 2-2-13】。これらの取組みにより、効果が見られている。

退学者数 3 か年推移 (2021-2023)

学部名	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総合経営学部	15	23	27
社会学部	16	16	22
ソフトウェア情報学部	11	14	5
薬学部	10	5	3
計	52	58	57

<エビデンス集>

【資料 2-2-8】各学部オフィスアワー一覧

【資料 2-2-9】青森大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-10】青森大学学生相談・特別支援センター規程

【資料 2-2-11】2023 年度学生相談・特別支援センター総括

【資料 2-2-12】障がい学生支援ガイドライン

【資料 2-2-13】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会離学者防止対策部会内規

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援センターや薬学教育センターを主として、学生委員会、離学者防止対策部会及び学生相談・特別支援センター等が多様な学生の学修支援を分担して行っており、今後もこれらの組織で協働を図っていく。

「学生中心の大学」を一層推進するため、SA を活用した授業参観等の研修機会を実施し学生視点の意見を収集する等、SA の養成を活発化し、意義と効果を検証していく。

障がいのある学生の学修支援に関して、多様な学生のニーズを尊重するインクルーシブな教育を提供するために、障がい学生の特性に応じて対処できるよう、さらに取り組む。

中途退学者・休学者及び留年者等への支援に関して、大学運営会議で定期的の実態把握を行い、離学者防止対策部会と学生委員会が協働して教員による面談等を進めている。さらに、原因分析等の結果を利用して休学者や留年者への働きかけも強化していく等、実質的な離学者の減少につなげていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、青森大学における学生支援の方針の中に進路支援についての考え方も明示している【資料 2-3-1】。この内容に基づき、正課内の取組みとして必修のキャリア支援科目やインターンシップ科目を設けている。これらの科目の運用や正課外の学生支援は、教職協働でキャリア支援チーム及び各学部のゼミ担当教員等が担っている。また、助言・相談については、キャリア支援課に相談窓口を設置し、常時相談に対応できる体制を整えている。

1) キャリア教育のための支援体制

キャリア教育は、教養科目群として位置付けている青森大学基礎スタンダードにおける創成コア・自己創成科目群に、1年次「キャリアデザインA」と、3年次「キャリアデザインB」の科目を配置し、学生がキャリアを意識できるよう支援を進めている。これらの科目においては、大学の教員が講師として就職の現状や課題を講義するだけでなく、企業担当者や卒業生、4年生内定者、外部講師等を招き、就職活動に必要な自己分析や面接指導、履歴書作成指導などを行っている【資料 2-3-2】。

インターンシップに関しては、授業内でもガイダンスを実施して参加を促し、学生も夏休み・冬休み期間等を利用して積極的に参加している【資料 2-3-3】。一般的なインターンシップは1週間程度であるが、近年は1～数ヶ月程度の長期インターンシップを実施している企業が増えている。こうした活動は単位化されており、学生が就業的自立に関する知識・技能を身につけられる仕組みができている【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】。

これらの他に、個別企業説明会やキャリアガイダンス及び企業との座談会等の教育機会も設けている。薬学部の学生に対しては、5年次が実務実習でキャリア教育を授業内で展開することが難しいため、就職ガイダンス等を中心に就職活動に必要な情報を提供し、合同就職セミナーや学内での個別企業説明会等を行うことで、業界研究や企業研究の場を提供している【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】。

就職・進学に対する相談・助言に関しては、キャリア支援チームが具体的な方策を決め、それをベースにキャリア支援課が中心となり年間計画を立案、実務に取り組む体制で行っている【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】。キャリア支援課では担当職員が常時在室し、学生の就職活動の悩みや企業情報などについて親身になって相談に応じ、進学や専門技術・知識についての相談は担任教員等が対応している。大部分の学生はキャリア支援課を訪問し、最新の求人情報や企業説明会等の企業情報を収集し、活用している【資料 2-3-11】。

就職活動について支援を必要としている学生は多いことから、キャリアアンケートを実施して個別の学生の希望進路や支援の必要性等を把握するとともに、キャリア支援課と各

学部の就職担当教員等が、本学宛求人情報を学内システムで発信する等、こまめな支援を実施している【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】。

このような就職・進学支援の効果として、就職率は 95%を上回る高い水準を維持している【資料 2-3-14】【資料 2-3-15】。

<エビデンス集>

- 【資料 2-3-1】 青森大学における学生支援の方針
- 【資料 2-3-2】 「キャリアデザイン A」 シラバス、「キャリアデザイン B」 シラバス
- 【資料 2-3-3】 インターンシップ参加状況
- 【資料 2-3-4】 インターンシップ指導記録
- 【資料 2-3-5】 インターンシップ体験実習報告
- 【資料 2-3-6】 薬学部就職担当教員発信情報
- 【資料 2-3-7】 薬学部主催キャリアガイダンスの案内チラシ
- 【資料 2-3-8】 青森大学キャリア支援チームの設置について
- 【資料 2-3-9】 2023 年度キャリア支援チーム年間計画
- 【資料 2-3-10】 2023 年度キャリア支援チーム検討会議議事録（年間計画における審議）
- 【資料 2-3-11】 就職相談等の利用状況
- 【資料 2-3-12】 キャリアアンケート回答
- 【資料 2-3-13】 求人情報発信
- 【資料 2-3-14】 就職進路状況
- 【資料 2-3-15】 内定率一覧

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア系の科目では SPI や履歴書対策・面接対策等実践的な内容を行っているが、企業が求める学生の能力はキャリア系の授業だけで身につくものではなく、低学年から少しずつ身につけていく指導が必要である。

最近の企業の傾向として低学年からのインターンシップを重視しており、引き続きインターンシップに関してのセミナーやガイダンスを実施し、参加を促していきたいと考えている。

また、本学でも特別な支援や配慮が必要な学生が増えてきている。本学が設置している学生相談・特別支援センターとの連携や、専門的就労支援施設、労働局・ハローワーク等とも連携を強化しながら、学生個人の資質や能力に合わせた進路指導を行うことで適切なキャリア支援を継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導及び奨学金等経済的な支援は、学生委員会及び学生課等が協働して担当している【資料 2-4-1】。なお、心身に障がいを抱えた学生の対応には学生相談・特別支援センターがあたり、留学生の支援は留学生支援センターがあたっている【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】。

学生が主体的に大学生活を送れるよう、支援を必要とする本人と上記の組織等が連携し、学生がより充実した学生生活を送るための方法を探りながら、学生生活の支援を行っている。

全学的には、学生課が学生の相談窓口を開設しているほか、薬学部学生向けには薬学教育センターに教職員を配置し、学修支援に留まらず学生の相談も受け付けている【資料 2-4-4】。

全学部でオフィスアワーや担任制を設け、学生相談の対応をしている。教員は授業のない時間でも研究室にすることが多いことから、オフィスアワーで設定した時間帯以外でも学生は研究室を訪ね随時相談している【資料 2-4-5】。また、学生の様子の変化をこまめに把握することを目的に、各担任教員は月 1 回の面談を学生と行い、面談記録を取るようになっている【資料 2-4-6】。面談の方法については、対面以外にもメール、電話、オンライン形式 (Zoom 等) を利用できるようにする等、双方の負担にならないように実施している。

心身に関する健康相談

青森キャンパスでは、保健室に看護師が常駐し、学生の健康相談等に対応している【資料 2-4-7】。東京キャンパスとむつキャンパスでは、必要に応じて教職員が相談に対応しているが、健康上の緊急時には学校医として連携している医師と相談し、対処することとなっている【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】。

また、学生が自身の健康状態を定期的に把握できるよう、年に一度健康診断を受診できる機会を設けている【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】。

障がいのある学生に対する健康相談等の支援は、障がい学生支援ガイドラインに沿った方法で、学生相談・特別支援センターが行っている。

心的支援

青森キャンパスでは、心的支援を必要とする学生に対しては、まず担任教員又はゼミ担当教員と学生課職員が相談に応じ、さらに、必要に応じて学生相談・特別支援センターのコーディネーター (センター長兼務) が問題解決への調整等に対応している。ただし、コーディネーターと利害関係のある学生には、別に担当者を決めて対応している。場合によっては最寄りの心療内科の診断・指導を受けるよう指導している。また、こうした心理カウンセリングのための学生相談窓口の将来的な常設を視野に、学生委員会の企画によって、外部専門カウンセラーの派遣を依頼し、事前予約制による学生相談を実施している【資料 2-4-13】。

東京キャンパスとむつキャンパスでは、心的支援を必要とする学生に対して、教職員が相談窓口となって相談を受け、青森キャンパスの学生相談・特別支援センターに報告の上、必要に応じてオンライン面談か近隣の医療機関を紹介する等の支援を行っている【資料 2-

4-14】。

課外活動への支援

学生の課外活動（部・サークル活動、大学祭等）支援は、学友会を中心に行われている【資料 2-4-15】。学友会は学長が会長であり、正会員（学生）と特別会員（教職員）から構成されている。特別会員は、学生に適切な助言を与える役割を担っている。部・サークルは体育会と文化会に分かれ、それぞれ 20 以上の団体が活動している【資料 2-4-16】。学友会は年に 1 度開催される大学祭の準備・運営も担っている【資料 2-4-17】。

学友会以外が担当している活動として、学部によるスポーツ大会、図書館による読書感想文コンクール及び学生委員会による本学学生生活動支援制度「あおりんプロジェクト」等を実施している【資料 2-4-18】。

経済的な支援

本学では、学業特待制度、特別奨学給付金制度、スポーツ・文芸特待制度及び私費外国人留学生授業料等減免を提供している【資料 2-4-19】。これらについては毎年度審査を行い、在学中の成績が著しく低下した場合には取り消す場合がある。

学業特待制度は、入学者選抜の結果が優れていた者に対して、授業料全学免除若しくは半額免除を行うものである。毎年度末に単位修得状況、当該年度の出席率・GPA 及び必修科目の不合格率をまとめ、条件に満たない場合は支援の降格や取消が行われる【資料 2-4-20】。これに加えて、在学生の中から成績が特に優秀な学生を対象とした奨学金制度も設けている【資料 2-4-21】。

青森大学特別奨学給付金制度は、勉学意欲はあるものの経済的に支援が必要である学生向けに文部科学省が実施していた「経済的に困難な学生に対する奨学制度」を補填するために、授業料の減免額を 1/4 とする変更を行なって設けたものである【資料 2-4-22】。

スポーツ・文芸特待制度は、大学で学ぶ意欲と学力があり、スポーツや文芸に優れている学生に対し、そのレベルに応じて授業料、各種納入金などの免除や減額を行っている【資料 2-4-23】。

留学生向けには、経済的理由により就学困難な場合に授業料等の一部を減免する、私費外国人留学生授業料等減免の仕組みを設けている【資料 2-4-24】。

<エビデンス集>

【資料 2-4-1】 青森大学学生委員会規程

【資料 2-4-2】 青森大学学生相談・特別支援センター規程

【資料 2-4-3】 青森大学留学生支援センター規程

【資料 2-4-4】 青森大学薬学教育センター規程

【資料 2-4-5】 全学部オフィスアワー一覧

【資料 2-4-6】 学生面談記録

【資料 2-4-7】 保健室利用記録

【資料 2-4-8】 清新北診療所宛「学校医の委嘱について」（東京キャンパス）

【資料 2-4-9】 菊池医院「学校医契約書」（むつキャンパス）

- 【資料 2-4-10】 2023 年度学生健康診断実施要項（青森キャンパス）
- 【資料 2-4-11】 2023 年度学生健康診断実施要項（東京キャンパス）
- 【資料 2-4-12】 2023 年度学生健康診断実施要項（むつキャンパス）
- 【資料 2-4-13】 2023 年度カウンセリング利用者状況
- 【資料 2-4-14】 青森大学学生相談・特別支援センター会議議事録（東京・むつからの相談記録）
- 【資料 2-4-15】 青森大学学友会会則
- 【資料 2-4-16】 2023 年年度学友会クラブ・サークル顧問一覧
- 【資料 2-4-17】 2023 年度大学祭プログラム
- 【資料 2-4-18】 2023 年度「あおりんプロジェクト」募集要項
- 【資料 2-4-19】 2024 年度青森大学入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド
- 【資料 2-4-20】 青森大学学業特待制度継続審査に関する内規
- 【資料 2-4-21】 THE MOST 選抜要項
- 【資料 2-4-22】 青森大学特別奨学給付金制度審査に関する内規
- 【資料 2-4-23】 青森大学スポーツ・文芸特待制度継続審査に関する内規
- 【資料 2-4-24】 私費外国人留学生授業料等減免に関する規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対するサービスのうち、経済的な支援に関しては可能な限りの方策を整備している。

学生の健康相談、心的支援、生活指導に関しては、現在でも一定の体制を整えているが、学生が教員とさらに親密になり、気楽に教員に相談することができる雰囲気を作ることを、全教員の合意事項とするよう呼びかける。学部又はキャンパスごとに実施しているスポーツ大会等は、学生と教員の交流に大きな役割を果たしている。この種の機会をさらに積極的に設けて、学生同士、学生と教員の親密な関係を作り上げていく。

学生サービス等に関しては、相談窓口も含めて、さらに学生からの意見を積極的に汲み上げるように努めて、サービスの向上を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学キャンパスは、青森県青森市・東京都江戸川区・青森県むつ市の 3 か所に置かれている【資料 2-5-1】。

青森キャンパスの講義・演習・実習等は3号館・5号館・6号館・4号館（図書館本館・音楽室）・正徳館（体育館）で行われており、教員研究室は5号館・7号館・新研究棟を使用している【資料2-5-2】。

東京キャンパスは、江戸川区清新町の旧江戸川区立清新第二小学校の校舎の一部を借用して利用している。施設の維持・管理は、事務局が行っており、適切に運営されている【資料2-5-3】。

むつキャンパスは、むつ市の中心部に位置し、「学び」による地域づくり、地域内外との大学連携、市民との交流を促進し、学生と地域とが共に成長する拠点となっている。むつキャンパスの校舎は、下北文化会館を改修し無償で提供して頂いており、2階がむつキャンパス、1階は貸し教室のため、共有教室となっている。施設の維持・管理は、むつ市、下北文化会館（指定管理者）、むつキャンパス事務局で連携を取りながら、適切に運営されている【資料2-5-4】。

各キャンパスに、大型モニター、オンラインカメラ、スピーカー、集音マイク等も設置しており、対面授業をはじめ、遠隔授業にも対応する環境を整えている。

青森キャンパスの環境整備については総務課がとりまとめ、総務課職員または業者に依頼をして整備を行っている。学内清掃は外部委託と清掃担当職員・アルバイト等で行っている。東京、むつキャンパスについては各事務局で整備している。

また、耐震化対応については、青森大学施設整備将来計画委員会において、青森大学施設整備計画案を策定し大学運営会議で検討を行い、令和5年12月の理事会において計画案を提出し、その内容に基づいて耐震対応を進めることとなった【資料2-5-5】【資料2-5-6】【資料2-5-7】。

<エビデンス集>

【資料2-5-1】 学生生活ガイドブック 2023（青森キャンパス校舎施設配置図、東京キャンパス平面図、むつキャンパス平面図）

【資料2-5-2】 青森キャンパス主要施設概要

【資料2-5-3】 東京キャンパスの主要施設概要

【資料2-5-4】 むつキャンパスの主要施設概要

【資料2-5-5】 青森大学施設整備将来計画委員会規程

【資料2-5-6】 2023年度青森大学施設整備将来計画委員会議事録

【資料2-5-7】 青森大学施設整備計画

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館の運営

本学では、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、その有効な利用を大学の教職員及び学生に図るとともに、地域社会と協力し、学術情報の提供に寄与することを目的として、附属図書館を設置している【資料2-5-8】【資料2-5-9】【資料2-5-10】。

青森キャンパスにおける青森大学附属図書館は、図書館本館、図書館新館、図書館第二書庫で構成され、総床面積は2,082.4m²である。蔵書数は、和書が147,957冊、洋書が22,625

冊である。図書館長は本学教員で、職員は1名（司書1名）及び学生スタッフ6名で運営している。

図書館本館には、利用者が個別に勉強できる個人ブースに加えて、グループワークができるラーニングスペースを備えている。また、学内無線 LAN (Wi-Fi) 環境が整備されているので、電子機器を使用した効率的な学習が可能になっている。さらに、情報検索のための OPAC を導入しており、図書館本館と新館の専用端末だけでなく、広く学外からも本学ホームページの大学附属図書館 OPAC 上での利用ができるようになっている。このシステムは、本学所蔵資料の検索機能に加えて、ILL 機能（論文複写の申し込み等）も有しており、他機関への各種依頼が迅速化され、利用者の利便性を図っている。また、本学図書館のホームページから NII や NDL の資料検索も可能になっている。

さらに電子書籍も導入しており、青森・東京・むつの3キャンパス内から、本学図書館のホームページにアクセスすれば、PC やスマートフォン等を利用して閲覧することが可能となっている。

図書館の開館時間は、本館、新館ともに午前8時30分である。閉館時間は、本館が月～金は午後7時50分であり、土曜日は午後4時30分である。新館は月～金が午後4時50分であり、土曜日は閉館である。2023年度の図書館利用状況は、利用者総数3,421人（1日当たり14人）、貸出総数121冊（1日当たり0.5冊）である【資料2-5-11】【資料2-5-12】【資料2-5-13】。

東京キャンパスの図書室は、事務局で管理運営している。面積は134㎡で、座席が20席設けられており、876冊の和書を蔵書している。開館時間は平日のみ8:10～17:00で、アクティブ・ラーニング教室を併設しているため、授業やミーティング等で活用されている。

むつキャンパスの図書室は、事務局で管理運営している。面積は51㎡で蔵書数は和書が674冊、洋書が3冊である。座席は13席設けている。閲覧テーブル5席と個別の自習スペース8席があり、利用者の目的に合わせて選べる閲覧環境となっている。開館時間は平日8:10～18:00である。

実習施設

青森キャンパスでは、コンピュータ演習室3室に合計195台（A演習室56台、B演習室64台、C演習室72台）のPCを、東京キャンパスのPC室に32台のPCを、むつキャンパスのPC室に22台（学生用21、教員用1）のPCを、それぞれ設置している。これらのPCは、情報スキル科目群をはじめとする全学（4学部）共通の基礎スタンダード科目群に配置した科目での利用及び各学部の専門科目での利用を可能にするとともに、平日夜間、土曜日夕方まで開放して授業時間外学修での利用環境も提供している【資料2-5-14】【資料2-5-15】。

青森キャンパスでは、アクティブ・ラーニングルームにはタブレット端末を10台常設し、それぞれの端末から教室内のプロジェクターに無線で接続することでお互いの画面を共有しながらグループワークやディスカッションに活用できるようにしている。薬学部においては、薬学教育の実習・演習施設として小グループ演習室、学生実習室2室、薬草園、動物舎を利用している。また、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事

前学習の実習施設として、医療系（事前学習）実習室（3室、模擬薬局、クリーンベンチ）を備えており、臨床実務系の実習室として活用している。

また、2021年度から学生の声を反映させる形で学生の居場所を確保すべく検討を重ね、薬学部以外の学生も利用しやすいよう、レストラン棟3階を学修支援及び学生のフリースペースとして整備した。

<エビデンス集>

- 【資料 2-5-8】 青森大学附属図書館規程
- 【資料 2-5-9】 青森大学附属図書館利用細則
- 【資料 2-5-10】 青森大学図書委員会規程
- 【資料 2-5-11】 図書館状況
- 【資料 2-5-12】 図書館学生スタッフの勤務資料
- 【資料 2-5-13】 2023年度青森大学図書委員会議事録
- 【資料 2-5-14】 青森大学情報化推進センター規程
- 【資料 2-5-15】 青森大学情報システム利用細則

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

青森キャンパスにおけるバリアフリーについては、講義に使う教室のある建物では、教室まで車椅子を使って行けるように整備しており、レストランも同様である。障がい者用トイレは5号館、レストラン、正徳館（体育館）の3ヶ所、階段昇降機は3号館の中の1か所に設置されている。

東京キャンパスにおいては、スロープがあり、車椅子で入校できる環境になっている。むつキャンパスは、むつ市が管理運営する下北文化会館の中にキャンパスが設置されていることから、施設の入口にはスロープがあり車椅子で館内の移動ができるようになっている。

学生相談・特別支援センターが、「障害学生が修学しやすい施設、設備、教育活動等の整備の推進」を担うこととしている【資料 2-5-16】。また、施設・設備の改善の具体的な計画の立案は、施設整備将来計画委員会が行っている【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】。

<エビデンス集>

- 【資料 2-5-5】 青森大学施設整備将来計画委員会規程
- 【資料 2-5-6】 2023年度青森大学施設整備将来計画委員会議事録
- 【資料 2-5-16】 2023年度履修者一覧資料

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、特に演習や実技科目については、原則として、1クラス当たりの人数を30人以内の少人数で編成することとしている。また、履修者数が多い場合は、クラス分けを行う等の対応を取っている【資料 2-5-16】。このように、学生と教員がコミュニケーションを取りやすい環境を提供し、授業の理解度向上につながるなど、適切に管理している【資料 2-5-17】。

<エビデンス集>

【資料 2-5-16】 2023 年度履修者一覧資料

【資料 2-5-17】 教室収容人数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究環境は、教育目的達成のためには十分に整備されており、有効に活用されている。

青森キャンパスでは、施設・設備の老朽化及び耐震化に関する課題がある。厳しい財政のなか一度に大規模修繕や改修をすることは困難であるが、施設整備に関する年次計画を立てて、優先順位の高いものから順次改修していく予定である。東京キャンパスとむつキャンパスでは、図書室の蔵書冊数の向上を進めていく予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援センターにおいて、全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施している。この調査では、学修状況に関して「授業時間外の学修などの時間」を、満足度に関して以下の事項を尋ねている。

- チェックリストによる選択形式
 - 学修支援の状況把握と満足度、学生生活支援の状況把握と満足度
- 自由記述形式
 - 学修支援の満足度回答理由、学生生活支援の満足度回答理由、支援体制や学修環境をより良くするための意見・アイデア

昨年度までと同様に、調査の分析は IR 推進センターが担当し、「学修状況調査（2023 年度）」分析結果」と「満足度調査（2023 年度）分析結果」にそれぞれまとめ、教職員間で共有するとともに、本学ホームページで学内外に公表している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】。

また、これらの分析結果は第 4 回質保証委員会における「学位プログラムについて（各学部長より卒業判定・進級判定総括及び改善点）」で審議のための資料として、各学部で学位プログラムの点検・評価を行う際に用い、学修支援等の改善につなげている【資料 2-6-

4)【資料 2-6-5】。

さらに、上記自由記述形式で寄せられた要望・意見のうち学修支援に関する事項については、教務委員会で回答を作成し、学生向けに掲示している【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】。

<エビデンス集>

【資料 2-6-1】 2023 年度学修状況調査分析結果（3 月大学運営会議：学長説明資料）

【資料 2-6-2】 2023 年度満足度調査分析結果（3 月大学運営会議：学長説明資料）

【資料 2-6-3】 本学ホームページ（IR 情報）

【資料 2-6-4】 2023 年度第 4 回質保証委員会資料（学位プログラムについて-各学部長より卒業判定・進級判定総括及び改善点）

【資料 2-6-5】 2023 年度第 4 回質保証委員会議事録

【資料 2-6-6】 学生の声への対応（3 月大学運営会議教務資料）

【資料 2-6-7】 学生向け掲示

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援センターにおいて、全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施している。この調査では、学生生活の支援に関する満足度に関して以下の事項を尋ねている。

- チェックリストによる選択形式
 - 学修支援の状況把握と満足度、学生生活支援の状況把握と満足度
- 自由記述形式
 - 学修支援の満足度回答理由、学生生活支援の満足度回答理由、支援体制や学修環境をより良くするための意見・アイデア

昨年度までと同様に、調査の分析は IR 推進センターが担当し、「学修状況調査（2023 年度）」分析結果」と「満足度調査（2023 年度）分析結果」にそれぞれまとめ、教職員間で共有するとともに、本学ホームページで学内外に公表している【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】。

上記自由記述形式で寄せられた要望・意見のうち学生生活の支援に関する事項については、学生委員会が主導して検討し、具体的な相談を受け付けたり、関連情報を提供する等の回答を学生向けに掲示し、改善に結びつけている【資料 2-6-7】。

以上に加えて、学生相談・特別支援センターにおける毎月のセンター会議で保健室の利用状況及び相談状況等が担当看護師より報告されている【資料 2-6-8】。また、令和 5 年 11 月には、相談や健康診断結果分析等の記録をまとめて「学生定期健康診断結果」を作成し、その分析結果に基づき、令和 6 年度からは「保健だより」を毎月作成して学生・教職員に健康状況改善等と呼びかけるよう改善を図っている【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】。

<エビデンス集>

【資料 2-6-8】 学生相談・特別支援センター議事録（保健室担当看護師の報告）

【資料 2-6-9】 学生定期健康診断結果（2023 年 11 月）

【資料 2-6-10】 青森大学「保健だより」

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援センターにおいて、全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施している。この調査では、学修環境の満足度及び学修環境をより良くするための意見やアイデアに関して以下の事項を尋ねている。

- チェックリストによる選択形式
 - 学修支援の状況把握と満足度、学生生活支援の状況把握と満足度
- 自由記述形式
 - 学修支援の満足度回答理由、学生生活支援の満足度回答理由、支援体制や学修環境をより良くするための意見・アイデア

昨年度までと同様に、調査の分析は IR 推進センターが担当し、「学修状況調査（2023 年度）」分析結果」と「満足度調査（2023 年度）分析結果」にそれぞれまとめ、教職員間で共有するとともに、本学ホームページで学内外に公表している【資料 2-6-1】【資料 2-6-3】。

また、学生から寄せられた学修環境をより良くするための意見やアイデアをもとに、施設整備将来計画委員会において施設・設備の計善計画を策定し、改修や整備を実施することとしている【資料 2-6-11】。なお、令和 5 年度にも同様の取組みを実施し、空調設備や机・いす等を整備・改修した【資料 2-6-12】。

<エビデンス集>

【資料 2-6-11】 施設整備将来計画委員会議事録（学生の声への対応記録）

【資料 2-6-12】 学生向け掲示（机・いすの交換）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望への対応については、「学修状況・満足度調査」の実施方法及び質問項目を見直す等、学修支援、心身に関する健康相談・経済的支援及び学修環境に関する学生の意見・要望を十分に集約できるよう、学内向け調査の効率化等を図る。「学修状況・満足度調査」の回答率を高め、対策等により多くの学生の意見・要望を反映できるようにする。

【基準 2 の自己評価】

アドミッション・ポリシーは、社会変化等に対応した内容に改変されており、ポリシーに基づいた入学者選抜が実施されている。適正な入学定員及び収容定員の維持のための体制を整え、PDCA サイクルを展開していく機能性が備わっている。

学修支援では、オフィスアワーのより効果的な活用、PDCA サイクルの整備による各科目の特性や学生のニーズ等に応じたシラバスや授業方法の改善、退学・休学を予防するための早期指導が実施されており、SA 制度を用いた学修支援が活用されている。

キャリア支援については、各学部の就職指導體制とともに、就職課における就職指導、カリキュラムにおける就職関連科目を通して学生のキャリア支援を行っている。特に、企

業の広報及び選考活動の開始時期、並びに内定日が変動している状況に対応できる体制を整えている。また、学外の諸団体との連携に基づき、授業等におけるキャリア支援が充実している。

学生サービスについては、経済面について可能な限りの支援を行っていることに加え、学生の健康相談、心的支援、生活指導においても基本的な支援体制を整えている。さらに、教職員と学生の交流の機会を増やし、学生の意見を積極的に汲み上げ対処する体制が整っている。

教育研究環境の整備については、基本的な施設設備が整っているが、改修等が必要な部分については中期的計画を立案し対処している。

学生の意見・要望への対応については、「満足度調査」を改善し、学修支援や学修環境に関する学生の意見・要望について集約し、大学運営会議等で審議・対処されている。

よって、基準2「学生」の基準は十分に満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的に基づき、基本理念、人材養成に関する目的、教育研究上の目的を学則で定めている【資料 3-1-1】。これらを踏まえ、全学のディプロマ・ポリシーに加え、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部では、学部ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、毎年のように見直しを行い、周知徹底している【資料 3-1-2】。2023 年度は、各教授会の審議に基づき、大学運営会議において審議・検証を行った【資料 3-1-3】。

ディプロマ・ポリシーは、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブックで受験生や在学生等に示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて丁寧な説明を行っている【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示したシラバス作成要領を配布し、周知を徹底している【資料 3-1-8】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-1】 青森大学学則第 1 条

【資料 3-1-2】 青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）

【資料 3-1-3】 2023 年度大学運営会議議事録（ディプロマ・ポリシーの審議・検証）

【資料 3-1-4】 2024 年度入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド

【資料 3-1-5】 青森大学学生生活ガイドブック 2023

【資料 3-1-6】 2023 度新入生オリエンテーション資料

【資料 3-1-7】 2023 度在学生ガイダンス資料

【資料 3-1-8】 2023 年度シラバス作成要領

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーには、本学の所定の教育課程を終え、学士を取得した人物像がしっかりと記載されている。また、全学共通で、ディプロマ・ポリシーの 4 つの観点の到達度判定に用いる「青森大学学修達成度評価ルーブリック」（以下、ルーブリック）を作成している【資料 3-1-9】。さらに、進級・卒業においては「青森大学における進級・卒業に関する判断基準」を基に 4 学部全てで基準を設けている。

単位制に基づく単位の計算方法及び授与については、学則第 10 条及び履修規程に明記している【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】。原則的には、講義・演習は 15 時間から 30 時間で 1 単位、実験、実習又は実技は 30 時間から 45 時間で 1 単位とし、シラバスには全ての科目において単位認定に必要な具体的学修（授業外学修も含む）を指示するとともに、単位認定の評価基準についても明記している。科目のシラバスを記載する際には、「学習目標（到達目標）」に加えて「観点と水準」という項目を設け、この中にルーブリックの該当する項目・レベルを記載することになっている。科目の成績評価はこれらの記載内容に対して行われ、100 点満点中 60 点以上の評価を得た場合に単位を認定している。シラバスは本学ホームページで学内外に公開され、授業の中で説明することになっている。

卒業要件は、学則第 11 条に、学部ごとに基礎スタンダード科目並びに専門科目について必要単位数が明記され、履修の手引きとなる「青森大学学生生活ガイドブック 2023」にも示されている【資料 3-1-5】。加えて、学修成果の評価に関する方針を定め、その中の学生個人の評価の方法に記載されている内容に沿って、4 学部全てにおいてこの必要単位数を含めた卒業判定の評価に関する基準を設けている【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】。

進級要件は、上述の「青森大学における進級・卒業に関する判断基準」を基にして各学部で修得単位数や GPA を用いて設定している【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】。

これらの内容は、初回の授業時や新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を利用して学生に繰り返し説明しているほか、担任教員・ゼミナール担当教員、加えて教務課職員等による個別対応においても、学生に単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を意識させる工夫がされている【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。

<エビデンス集>

- 【資料 3-1-9】 青森大学学修達成度評価ルーブリック
- 【資料 3-1-10】 青森大学学則第 10 条、第 11 条
- 【資料 3-1-11】 青森大学履修規程
- 【資料 3-1-12】 青森大学学修成果の評価に関する方針
- 【資料 3-1-13】 青森大学における進級・卒業に関する判断基準
- 【資料 3-1-14】 総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-1-15】 社会学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-1-16】 ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-1-17】 薬学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-1-18】 総合経営学部の進級判定基準
- 【資料 3-1-19】 社会学部の進級判定基準
- 【資料 3-1-20】 ソフトウェア情報学部の進級判定基準
- 【資料 3-1-21】 薬学部の進級判定基準

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

「学校基本法施行規則」第 146 条、第 147 条の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準

に準拠して設けた規程並びに前項の各基準を用いて、以下の通り厳正な適用が行われている。

単位の認定は、履修手続きを正しく行い、各科目で定められた授業回数出席（原則的に全出席であるが、全授業回数の 2/3 以上の出席が最低条件）し、シラバスに明記されている各科目の評価基準を満たした学生に対して適正に行われている。科目の成績評価は、以下の「成績評価及び GP (Grade Point) に関する換算表」に示しており、担当教員による評点（100～0 点）に応じて S、A、B、C、D の評語が決められ、C 以上を単位認定とし、D は単位不認定となる。評価点数が算出されない場合の単位不認定は N とし、履修放棄や欠席超過等の学生本人の理由であることが明らかになる。そのため、N の成績評価の評語の設定によって、学生の自主的な学修改善を促す仕組みとなっている。

成績評価及び GP (Grade Point) に関する換算表

評点	評語	判定	GP (Grade Point)
100－90 点	S	合格	4
89－80 点	A		3
79－70 点	B		2
69－60 点	C		1
59－0 点 評価不能	D N	不合格	0

各科目の評価基準・方法は、科目のシラバスに明記されており、単位認定は、試験・レポート・制作・実技・発表の結果、課題提出状況等による評点や本学独自に概念化した汎用的能力「3 つの力」の達成状況を基に、各科目担当者により行われている。複数の教員が担当する授業科目の場合は、あらかじめ定められた責任者が他の教員と相談し、総合的に点数及び評価を決定している。

卒業判定は、学部ごとの卒業判定の評価に関する基準を用いて、教務課が資料を作成し、各学部の卒業判定教授会に諮り審議し、学長が決定している。各学部の進級判定も進級基準を用いてほぼ同様に行われている【資料 3-1-22】【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】【資料 3-1-25】。

学生の計画的な履修及び主体的な学修を促す目的で GPA 制度を導入、卒業単位に含まれない教職課程などの資格関連科目や入学生・編入学生の認定科目を除き、履修した全ての科目を対象として GPA が算出され、成績表・成績証明書にも表記している。各学部で GPA の活用を含む進級基準が設定され、学生に自主的な学修の重要性を認識させるメッセージとなっている【資料 3-1-13】。令和 5 年度には、履修規程を改訂し、GPA が 3.5 以上の学生は翌年度の履修登録単位数の上限を緩和させる等、GPA の活用を進めている【資料 3-1-11】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-22】・2023 年度総合経営学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）

【資料 3-1-23】・2023 年度社会学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）

【資料 3-1-24】・2023 年度ソフトウェア情報学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）

【資料 3-1-25】・2023 年度薬学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを継続的に見直していることを踏まえ、現在、厳格かつ適正に運用されている単位認定、進級・卒業判定を今後も継続するとともに、学修結果だけでなくその過程にも注目し、学生が主体的な学修に取り組みやすい環境整備と指導を工夫していく。具体的には、シラバスの充実を図り、学修の達成目標と単位認定との関係性をより明確にし、学生がそれを確認しながら計画的に学修できるように学修計画を策定してもらおう。次に、それに基づいて学年進行に対応した学修が行われているかを確認する方針に従い、特に、現行の「3 つの力」のルーブリックを、学生も教員も利用しやすい汎用的能力の評価スケールに改善する。さらに、厳格な単位認定を行うためのエビデンス担保に努める。

同時に、GPA の活用については、毎年度末に各学年・学部から選出される卒業時の総代の選考及び成績優秀者の新規特待生採用及び履修登録単位数の上限緩和等はすでに行われているが、このような方向性を拡充し、学生が常に GPA を意識するようになる環境づくりを推進する。

これらの取組みと並行して、ルーブリックに対する各教員の理解を深め、単位認定基準の公平化を図る。また、卒業基準に基準項目だけでなく学修成果の間接評価項目も含めるなど、進級基準や卒業認定基準の継続的な改善を図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを達成するために教育の目的、内容及び評価について、全学及び各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し、毎年のように見直しを行い、周知徹底している【資料 3-2-1】。2023 年度は、各教授会の審議に基づき、大学運営会議において審議・検証を行った【資料 3-2-2】。

カリキュラム・ポリシーは、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブックで受験生や在学生に示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて丁寧な説明を行っている【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示したシラバス作成要領を配布し、周知を徹底し

ている【資料 3-2-7】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-1】 青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）

【資料 3-2-2】 2023 年度大学運営会議議事録（カリキュラム・ポリシーの審議・検証）

【資料 3-2-3】 2024 年度入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド

【資料 3-2-4】 青森大学学生生活ガイドブック 2023

【資料 3-2-5】 2023 年度新入生オリエンテーション資料

【資料 3-2-6】 2023 年度在学生ガイダンス資料

【資料 3-2-7】 2023 年度シラバス作成要領

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の使命・目的を達成するための基本理念に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定している【資料 3-2-1】。

令和 3 年度までディプロマ・ポリシーに基づいた「青森大学学修達成度評価ルーブリック」に定義した項目をシラバスの到達目標欄に記載することで、両ポリシーの一貫性の確保に努めてきた【資料 3-2-8】。令和 4 年度は各学部のカリキュラム・マップを改善し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を説明する資料を作成した【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】【資料 3-2-13】。さらに、令和 5 年度は見直しを行ない、両ポリシーの一貫性向上に努めている【資料 3-2-14】。

また、科目ナンバリング制度を導入しており、科目間の関連性や内容の難易を分かりやすく表現するために、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定している。令和 5 年度も各学部の科目ナンバリングを確認・改善した。

<エビデンス集>

【資料 3-2-8】 青森大学学修達成度評価ルーブリック

【資料 3-2-9】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（総合経営学部）

【資料 3-2-10】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（社会学部）

【資料 3-2-11】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（ソフトウェア情報学部）

【資料 3-2-12】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（薬学部）

【資料 3-2-13】 カリキュラム・マップ（各学部）

【資料 3-2-14】 令和 5 年度教授会議事録（カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性、カリキュラム・マップの審議・検証）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーは、①教育内容、②教育方法、③教育評価の 3 つで構成されて

いる。①教育内容では、教育課程の編成について基礎スタンダード科目群と専門科目群に分けて記している。②教育方法では、キャップ制の実施、アクティブ・ラーニングの活用、少人数教育、授業時間外学修などの方針、及び正課内での地域連携を謳っている。③教育評価では、本学「学修成果の評価に関する方針」が記載され、学生個人と学位プログラムの評価・改善方法が明示されている。

各学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、青森大学基礎スタンダード科目、専門教育科目、教職に関する科目等を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講することとしている。また学問体系の構造に鑑み、各学部の科目の学年配当などを学生の学修がスムーズに行われるように配慮しつつ実施することとしている。カリキュラム・マップを作成することで、カリキュラム・ポリシーから各科目までの体系性を示している【資料 3-2-15】。

科目ナンバリング制度を導入しており、科目間の関連性や内容の難易を分かりやすく表現するために、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定し、自主的に体系的な学修活動が行えるようにしている。

本学は 3 キャンパス体制で教育を実施しているため、3 キャンパスにおける教育成果が上がるよう令和 3 年 12 月に 3 キャンパス・カリキュラム編成準備委員会を立ち上げた。従来の教務委員会におけるカリキュラムの運用・調整を行う体制に加え、上記委員会がカリキュラムの設計・改善を行うしくみを整えた。

シラバスは、学生がディプロマ・ポリシーと関連づけて学修ができるように、各科目にナンバリングを実施し、「学習目標（到達目標）」の項目に「知識・技能」及び本学が育成する汎用的能力として「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の「3 つの力」と専門的知識・技能を活用する力の基準が明示され、「授業時間外学修の方法」、「成績評価基準」等々の項目で具体的な記載がなされている。

各教員（非常勤講師を含む）が担当科目のシラバスの原稿を作成する際に、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解した上で取り組めるように、教務委員会が作成したシラバス作成要領を全教員に配付している【資料 3-2-7】。

また、担当教員が作成したシラバスは、教務委員会によってチェックされ、必要に応じて修正の指示等がなされた上で、電子シラバスとして大学ホームページ上で公開されている【資料 3-2-16】。これにより、インターネットを使って、学生自身がいつでも学内外からシラバスを閲覧できるため、授業内容や授業外学習の指示等を確認できる。

半期及び年間で履修できる単位数を定める単位履修上限制（キャップ制）を採用しており、学部によって若干の相違はあるが、制限を設けることで教育効果の向上を図るとともに、学生が計画的に科目を履修できるような環境を整えている。各学部の履修上限単位数は履修規程に記されている【資料 3-2-17】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-15】 2023 年度教育課程表（学則別表 1）

【資料 3-2-16】 2023 年度シラバスチェック表

【資料 3-2-17】 青森大学履修規程

3-2-④ 教養教育の実施

青森大学基礎スタンダードは、2013年度に全学共通の教養課程として導入された。当初は変化する時代を生き抜く人間の根幹をなす実践力の養成を目指して「教養コア」と「技能コア」を置いていたが、2014年度から「創成コア」を追加し、キャリア形成科目及び関連する地域貢献科目を配置し、地域貢献に役立つ知識・技能の教育にも力を入れている【資料 3-2-15】。

「教養コア」には、人文科学、社会科学、自然科学の科目を置き、基礎的な知識・技能に基づいた確かな教養の修得を目指している。

「技能コア」には、英語をはじめとする外国語運用能力を錬成する「言語スキル」科目群、健康増進と身体能力の向上を行う「身体スキル」科目群、ITのリテラシーや基礎的なデータ分析、プレゼンテーションスキルの習得を支援する「情報スキル」科目群を置いている。

「創成コア」の科目は、「地域創成科目」と「自己創成科目」に分類される。地域創成科目では、「あおもり学」、「ねぶた学」、「地域貢献演習」等を置き、学生が様々な地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学び、学年進行に伴って本格化する地域連携活動への円滑な導入や、卒業後も含めた地域における様々な活動へつなぐことを目標としている。また、自己創成科目では、「学問のすすめ」、「基礎演習」（ソフトウェア情報学部のみ）、「キャリアデザイン」、「地域参加実習」及び「ボランティア活動」を開設し、大学での学びへの導入を行うとともに、キャリア形成に向けて、社会人基礎力の涵養に注力している。

これらの教養教育の実施に関しては教務委員会が担っており、定期的な見直し等を行なっている【資料 3-2-18】【資料 3-2-19】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-18】 青森大学教務委員会規程

【資料 3-2-19】 2024年度教務委員会議事録

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教養科目群に位置づけている青森大学基礎スタンダードには「学問のすすめ」という全学協力体制によるオムニバス科目と「基礎演習」（ソフトウェア情報学部のみ、他学部は専門課程に演習を配置）を置いている。「学問のすすめ」の設計・運営は、科目コーディネーターを中心として教員グループが協働して当たり、学生の主体的な能力を引き出すため、様々なアクティブ・ラーニングの方法を積極的に取り入れて、学修に対する動機づけを高める工夫をしている【資料 3-2-20】。また、「基礎演習」とこれに相当する演習では、本学が作成した初年次教育用のテキスト「学びの道しるべ」を刊行し、大学生活の基礎知識やノートの取り方、レポート作成方法等をはじめ、本学の「3つの力」に含まれるコミュニケーションやプレゼンテーション能力など対人関係能力等の基礎を養成することに注力している【資料 3-2-21】。

各学部の専門科目については、基礎スタンダード科目との連携を図りつつ、体系的に編成するとともに、学生の主体的能力を引き出すよう、教授方法の改善を進めている。また全ての科目で積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れることをシラバス作成要領に明

記している【資料 3-2-7】。FD (Faculty Development) 及びSD (Staff Development) において、教授方法の改善についてのトピックを実施している【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】。また、教員間の授業公開の期間を設け、他の教員の講義を参観することにより、自分の教授法の改善の参考にしたり、他の教員の講義に関する感想を提出させており、相互に教授方法の改善の機会を設けている【資料 3-2-24】。各学期の後半には、その学期の全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は各教員にフィードバックし、さらに教員自身が次年度に向けた授業改善方策を作成することで、授業改善に役立てられている【資料 3-2-25】。なお、授業評価アンケート結果に伴う授業改善方策集計結果は、本学ホームページで広く公開している【資料 3-2-26】。2022 年度より、アクティブ・ラーニングなどをテーマとした FD 勉強会を実施し、教授方法の工夫を共有する場を設けている【資料 3-2-27】。併せて、本学総合研究所が毎月開催している Cafe 総研という勉強会でも、授業改善に関する内容を取り上げることもある【資料 3-2-28】。

また、遠隔授業については、双方向性や即応性などについて遠隔授業の運用に関する規程と遠隔授業の運用に関する内規を用いて担当教員が適切に進めるとともに、教授会において確認することになっている【資料 3-2-29】【資料 3-2-30】。

こうした FD・SD 活動は、FD・SD 委員会が担っている。

<エビデンス集>

【資料 3-2-20】 2023 シラバス (「学問のすすめ」)

【資料 3-2-21】 学びの道しるべ

【資料 3-2-22】 青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程

【資料 3-2-23】 2023 年度 FD・SD 委員会活動報告書 (委員会議事録、FD 勉強会)

【資料 3-2-24】 2023 年度授業公開報告書

【資料 3-2-25】 2023 年度授業改善方策報告書

【資料 3-2-26】 本学ホームページ (授業評価アンケート結果に伴う授業改善方策集計結果)

【資料 3-2-27】 FD 勉強会開催案内

【資料 3-2-28】 総合研究所事業報告書 (Cafe 総研実施状況)

【資料 3-2-29】 青森大学遠隔授業の運用に関する規程

【資料 3-2-30】 青森大学遠隔授業の運用に関する内規

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今まで以上に体系的な教育課程を編成・実施するために、教務委員会と各学部教授会が適切に連携して、今後も定期的に3つのポリシーの見直しを実施していく。科目ナンバリングをより効率的に利用できるよう改善し、カリキュラム体系 (カリキュラム・マップ) を積極的に公表し、学生が各学位プログラムを意識しながら、個別の科目で修得できる能力とその水準を把握して履修しやすいようにしていく。特に、教養教育と位置づけている基礎スタンダードと専門教育の連続性がさらに高まるように科目配置を見直し、基礎学力と専門的知識・技能及び本学の「3つの力」に示される人間力・社会人基礎力の均衡のとれた人材育成を目指す。さらに、これまで以上にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・

ポリシーの一貫性を高め、体系的な教育課程を編成するように努めていく。

個々の授業の教育効果の向上のため、学生の能動的・主体的な学修を強化し、全学的に進めてきた授業方法の改善のために、他の教員の授業を見学するための授業公開を促進するなどの FD・SD 活動を向上させていく。

学生が主体的な学修に取り組みやすい環境整備と指導を工夫していく。具体的には、シラバスの充実を図り、学修の到達目標と単位認定との関係性をより明確にし、学生がそれを確認しながら計画的に学修できるようにする。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学の 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、「学生個人の評価の方法」と「本学の学位プログラムの評価の方法」をまとめた「学修成果の評価に関する方針」を 2018 年 3 月に定め、この中で学生個人の評価及び学位プログラムの評価の方法を明示している【資料 3-3-1】。

また、本学における内部質保証に関する組織及びプロセス等は、「青森大学における内部質保証の方針」で定められており、学修成果の点検・評価は質保証委員会が主導し教務委員会等と連携して行っている【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】。

「本学の学位プログラムの評価の方法」では、卒業・進級判定の実態把握、カリキュラム・マップ、科目ナンバリング、各学部が定めるベンチマーク等の基準、学修状況調査及び「3つの力」の達成度調査等並びに学生個人の評価を集約した情報を基にして、総合的に評価し、各学部の学位プログラムを改善することとしている。

また、「学生個人の評価の方法」では、ディプロマ・ポリシーに沿うよう作成した「青森大学学修達成度評価ルーブリック」を「卒業論文」「卒業研究」を含む全科目のシラバスでの達成目標に明示し、学生の単位取得状況及び GPA に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。さらに、基礎スタンダード等の科目における地域に関わる講義・演習及び授業以外での社会と関わる諸活動を記録し、評価に用いている【資料 3-3-4】。

以上を踏まえ、学位授与の可否については、①「卒業研究」「卒業論文」の評価、②卒業要件単位数の充足と GPA による判定、③社会と関わる諸活動の成果等を踏まえ、総合的に評価を行うこととしている【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】。

「学生個人の評価の方法」に基づき、評価基準の具体化、評価基準の学生への周知・確認、及び上記①から③の学修成果に関する情報収集を、教務委員会が中心となっていた。

このうち一部の情報は、各々の学生が自身の学修成果を確認できるようにするためのシステムを構築し、2年次以降の学生全員が自身の情報を閲覧できるようにしている【資料 3-3-13】。

また、「学位プログラムの評価の方法」に基づき、各学部においてベンチマーク等の基準の具体化及び見直しを行った。

学位プログラムの評価に関して、上記の方法に則り、全学共通の情報は IR 推進センターが中心となって収集し、各学部が定めるベンチマーク等の基準に関する情報は各学部が収集して、質保証委員会において統合的に分析・評価を行なった【資料 3-3-14】【資料 3-3-15】【資料 3-3-16】【資料 3-3-17】【資料 3-3-18】【資料 3-3-19】【資料 3-3-20】【資料 3-3-21】【資料 3-3-22】【資料 3-3-23】【資料 3-3-24】【資料 3-3-25】【資料 3-3-26】【資料 3-3-27】【資料 3-3-28】。

ここまで述べてきた「学修成果の評価に関する方針」に基づいた学修成果の点検・評価に加え、各学期末に全開講科目を対象とした学生による授業評価アンケートを実施しており、各教員は自身の担当科目の結果を点検・分析して授業改善方策を所属学部長に提出している【資料 3-3-29】。また、FD・SD 委員会が全教員の授業改善方策結果を集計した授業改善集計一覧をまとめるとともに、本学ホームページで学内外に公開している【資料 3-3-30】。

<エビデンス集>

- 【資料 3-3-1】 青森大学学修成果の評価に関する方針
- 【資料 3-3-2】 青森大学における内部質保証の方針
- 【資料 3-3-3】 青森大学質保証委員会規程
- 【資料 3-3-4】 青森大学学修達成度評価ルーブリック
- 【資料 3-3-5】 総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-3-6】 社会学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-3-7】 ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-3-8】 薬学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 3-3-9】 総合経営学部「卒業論文」の評価基準
- 【資料 3-3-10】 社会学部「卒業論文」の評価基準
- 【資料 3-3-11】 ソフトウェア情報学部「卒業研究」の評価基準
- 【資料 3-3-12】 薬学部「卒業研究」の評価基準
- 【資料 3-3-13】 学修成果可視化アプリのマニュアル
- 【資料 3-3-14】 2023 年度第 4 回質保証委員会議事録
- 【資料 3-3-15】 2023 年度 学位プログラムの点検・評価について：質保証委員会資料
- 【資料 3-3-16】 2022 年度累積単位・GPA（各学部・各学年：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-17】 2023 年度累積単位・GPA（各学部・各学年：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-18】 2023 年度「卒業論文」「卒業研究」評価分布（各学部：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-19】 2023 年度学生個人の評価（全学・各学部：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-20】 2023 年度「学修状況調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-21】 2023 年度「満足度調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）

- 【資料 3-3-22】 2023 年度学位プログラム点検評価結果（各学部：質保証委員会資料）
- 【資料 3-3-23】 2023 年度総合経営学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 3-3-24】 2023 年度社会学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 3-3-25】 2023 年度ソフトウェア情報学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 3-3-26】 2023 年度薬学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 3-3-27】 各学部が定めるベンチマーク等の基準（各学部）
- 【資料 3-3-28】 2023 年度各学部が定めるベンチマーク等の基準に基づく分析（各学部）
- 【資料 3-3-29】 2023 年度授業改善方策報告書
- 【資料 3-3-30】 本学ホームページ（授業改善集計一覧）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

前項で述べたように、学修成果の評価に関する方針で示した情報を収集し、質保証委員会において点検・評価を行なった【資料 3-3-31】【資料 3-3-32】。各学部では、「各学部が定めるベンチマーク等の基準」も加えて分析を行い、教育内容・方法及び学修指導を改善するためのフィードバック計画をまとめ、実施することとしている【資料 3-3-33】。

前項の最後で述べた、各教員が作成する授業改善方策においては、教員自身が「改善が必要」と評価した項目について改善策も記載し、授業評価アンケートを実施した翌期以降の授業内容・方法等の改善に向けてフィードバックすることになっており、教員の自主的な授業改善を促している【資料 3-3-34】。

このように、学位プログラム全体及び個別の授業の両面において、点検・評価結果を踏まえたフィードバックが行われている。

<エビデンス集>

- 【資料 3-3-31】 2022 年度第 2 回質保証委員会議事録
- 【資料 3-3-32】 2023 年度第 1 回質保証委員会議事録
- 【資料 3-3-33】 2023 年度学修成果の点検・評価に基づくベンチマーク計画（各学部）
- 【資料 3-3-34】 学生による授業アンケートの実施について（2023 年度前期・後期）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 つのポリシーを踏まえた学修成果を「学修成果の評価に関する方針」として明示し、質保証委員会が主導して点検・評価を実施している。この方針で定めた尺度・指標が、特にディプロマ・ポリシーとより整合するよう、これまで点検・評価を行ってきた結果を振り返り、継続して見直していく。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善につなげる取組みは、まだ改善サイクルを展開し始めたところであり、フィードバック計画の達成度等を総括しつつ、毎年度改善サイクルを展開する。

【基準 3 の自己評価】

本学の基本理念に基づき、一貫性を確保したディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポ

リシーを、全学及び学部ごとに策定して学内外に周知しており、卒業時に身に付けられる知識・技能とこれらを修得するための教育内容・方法の方針は明らかになっている。

ディプロマ・ポリシーに基づき、「学修成果の評価に関する方針」内に学生個人の評価の方法を明記し、その中で「青森大学学修達成度評価ルーブリック」を策定して各科目の単位認定や学生の学修状況把握に用いられるようにするなど、従来から用いてきた修得単位数や GPA の実質化も進めている。また、こうした情報を使った進級基準や卒業認定基準も設け、厳正な進級判定・卒業認定に努めている。

また、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育に相当する基礎スタンダード科目群と専門科目群を編成し、カリキュラム・マップを用いて両者が連携するよう教育課程編成を進めている。教育課程の実施においても本ポリシーで定めている①キャップ制、授業時間外学修、及び担任制等の滞りなく学習を進めるための配慮、②アクティブ・ラーニング、少人数教育、地域連携などの授業設計・運用上の配慮を通して、学生が着実に能力を伸ばせるよう取り組んでいる。さらに、FD 及び SD においては、教授方法の改善等についてのトピックを実施している。

質保証委員会や教務委員会が中心となって、学修成果の点検・評価方法の具体化・改善を進めている。実際の点検・評価は教授会、質保証委員会で行っている。学修成果の点検・評価方法の改善とフィードバックは、「学修成果の評価に関する方針」内に学位プログラムの評価の方法を明記し、これをもとに教授会、質保証委員会で行っている。

よって、基準 3「教育課程」の基準は十分に満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学校教育法第 92 条第 3 項の規定に基づき、学長の職務に関する規程第 2 条に「学長は校務を掌り、教職員を統督する」と規定されており、大学の最終意思決定は大学運営会議の議を経て学長が行うことになっている【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】。トップダウン案件は、学長会議で審議され大学運営会議に提出される。また、ボトムアップ案件は、教授会、全学委員会、キャンパス運営会議及び事務連絡会議等より全学情報交換会に集約され、審議が必要な案件は大学運営会議に提出される【資料 4-1-3】。

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築については、学長の下に副学長と学監を置き、副学長は副学長職務規程に基づき学長を補佐するが、その補佐分掌については、「学長を支える体制及び役割」で示されている【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】。学監も学監職務規程に基づいて学長を補佐するが、教務委員長及び学生委員長が学監となっていることから、その補佐分掌は全学の教務関連事項及び学生関連事項となっている【資料 4-1-6】。

以上により、本学の運営・教学マネジメントは、学長の統督の下、副学長、学監、全学委員会の委員長等及び経営戦略局長が総括し、各学部の運営については大学の方針に基づいて各学部長が統括する体制となっている。

また、令和 6 年度から学長の補佐組織として学長室を設置し、上記の学長会議の開催や業務に関する情報収集、調査及び分析等を通して、学長が職務及び責務を適切に遂行できる体制を整えている【資料 4-1-7】。

このように、年度ごとに学長の提示する課題や活動方針に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

<エビデンス集>

【資料 4-1-1】 青森大学学長の職務に関する規程

【資料 4-1-2】 青森大学大学運営会議規程

【資料 4-1-3】 青森大学全学情報交換会規程

【資料 4-1-4】 青森大学副学長職務規程

【資料 4-1-5】 学長を支える体制及び役割

【資料 4-1-6】 青森大学学監職務規程

【資料 4-1-7】 青森大学学長室規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学においては、学長、副学長、学監、学部長等の教育職員役職者の職務及び権限が定められており、校務分掌に示す組織の運営における権限の適切な分散等が明確に示されている【資料 4-1-1】【資料 4-1-4】【資料 4-1-6】【資料 4-1-8】。大学運営については、教育、研究、学生支援、地域貢献等に対応する各種の委員会等を設置し、教育・研究、学生支援、地域貢献等の実施及びこれらの課題に的確に対応し、その役割を果たす組織・機能が整備されている。

学長が示す課題や方針は、青森大学組織構成図に示されているように、学長が主宰する大学運営会議を通じ、全学情報交換会から挙げられるボトムアップの審議案件と合わせて審議することにより、全ての教職員の共通理解と一致協力が図られ、適確に実施されている。学長ガバナンスの体制は、副学長、学監等により整えられ、また、各学部や各種委員会等との連携が図られている。各学部及び委員会等は、年度ごとの計画を設定し、学長の下で業務を遂行している【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】。

教授会は、学則、教授会規程及び「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め」に規定されているように、本学の研究・教育に係る重要な事項を審議し大学運営会議等に報告案件あるいは審議案件として挙げることとなっている【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-8】 青森大学学部長職務規程

【資料 4-1-9】 2024 年度青森大学組織構成図

【資料 4-1-10】 2024 年度校務分掌

【資料 4-1-11】 青森大学学則第 53 条（教授会）

【資料 4-1-12】 青森大学教授会規程

【資料 4-1-13】 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的の達成及び教学マネジメントの遂行のため、青森山田学園組織事務分掌規程に基づき、必要な事務職員を適切に配置し、業務を適切に遂行している【資料 4-1-14】。また、事務職員の人事考課は青森山田学園人事考課規程に定められた方法で行われており、評価結果を昇給・昇格及び異動配置・能力開発の参考として用いることになっている【資料 4-1-15】。

3名の副学長のうち1名は事務職員から選任され、認証評価、リエゾン・オフィサー、同窓会の強化、学生募集、3キャンパス体制の機能強化を担当することとした【資料 4-1-5】。

学長の業務を補佐する体制の強化及び事業の効率的な運営を行うための学長会議には、学長会議規程で定めている経営戦略局長、自己点検・認証評価対策室長、教務課長、学生

課長、研究推進・社会連携課長を含め、全体の半数以上が事務職員で構成されており、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員が適切に配置されている【資料 4-1-16】。なお、令和 6 年度からは学長会議を発展的に改組し、学長の職務及び責務を適切に遂行するための補佐組織として学長室を設けた【資料 4-1-7】。

事務職員は、各課等が所掌する業務を遂行するだけでなく、委員会やセンター等に構成員として携わり、本学の運営が教職協働で行われるようにしている。また、教務委員会、学生委員会を始めとする多くの委員会やセンターでは委員長等は教員が務めることが多いが、副委員長等は担当課の事務職員を充て、教職協働の強化を図っている【資料 4-1-11】。

また、本学の運営に係る事項について共有及び調整を行う全学情報交換会と、これらの結果を踏まえ学長の意思決定を支える大学運営会議は、経営戦略局長、別地キャンパス事務局長、担当課長等が構成員となっており、教学マネジメントを機能させるために事務職員が参画している。

<エビデンス集>

【資料 4-1-14】 青森山田学園組織事務分掌規程

【資料 4-1-15】 青森山田学園人事考課規程

【資料 4-1-16】 青森大学学長会議規程（令和 6 年 3 月廃止）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの機能性を担保するために、全学レベルの各委員会等の規定が十分に整備されていること及び規定されている規則・業務等が十分に実施できること等に関して、全学レベルの PDCA サイクルを回していく。権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については、職務権限の委譲による専決事項について、具体的な案件に対応できるよう簡潔明瞭な内容に改定するなど、今後さらに充実した業務執行体制を築いていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、ディプロマ・ポリシーを達成するために各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し、通常の大学の教養科目にあたる基礎スタンダード科目を担当する教員を各学部に配置する際に、全学的に専門教育と教養教育のバランスが取れるような教員配置を行っている。本学の必要教員数が 87 人であるところ、2024 年 5 月 1 日時点で専任教員数は 87 人であり、充足している【資料 4-2-1】。

6年制となっている薬学部では、臨床医学の講義を医師に依頼しており、国家資格受験資格の取得及び各種ライセンス等に必要とされる条件を満たしている。

教員の採用に関しては、各学部で必要な教員は各学部の意向を、全学的に必要な教員は教務委員会の要望等を踏まえ、教員の年齢・職位等のバランスを考え、学長と理事長で確定している。

教員の採用については、原則として公募に基づいて行っている。学則第51条に基づく教育職員の採用及び昇任の選考については、教育職員選考規程に定める手続きと、教育職員資格基準規程に定める基準に則り、厳正に行っている。各学部の教員の均衡のとれた配置を維持するため、将来への展望を踏まえ、各学部からの要望を受けて、学長を委員長とする青森大学資格審査委員会において厳正な審査を行い、その結果に基づき、必要な教員の確保と配置を図っている【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】。外部から採用する者についても内部昇格の者についても、学術論文等の業績の審査を中心としつつ、必要に応じ、模擬授業を課すなどして、具体的にどのような科目を担当することができるかなどを判断している。

また、教職員に対しては人事考課を実施しており、個人の目標設定をした上で所属長等による一次評価及び二次評価をしている。教員の場合は特に教育、研究、社会貢献、校務と評価分野を細分化しており、より客観性のある評価が行われる仕組みになっている【資料4-2-6】。

<エビデンス集>

【資料4-2-1】 大学設置基準上必要教員数及び本学の教員所属一覧（2024年度）

【資料4-2-2】 青森大学教育職員選考規程

【資料4-2-3】 青森大学教育職員資格基準規程

【資料4-2-4】 青森大学資格審査委員会規程

【資料4-2-5】 2023年度青森大学資格審査委員会議事録

【資料4-2-6】 青森大学教職員人事考課に関する裁定

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学ではFD・SD委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている【資料4-2-7】。FD・SD委員会は副学長、学部長、事務局長及び関係課長を中心に構成されており、年2回以上の会議を行っている。年度初めの会議では、その年度の活動方針や前年度報告書などについて決定され、年度末の会議において、その年度の活動内容について総括するとともに、次年度に向けた課題の抽出等を行い、FD活動のPDCAサイクルを展開している【資料4-2-8】【資料4-2-9】【資料4-2-10】【資料4-2-11】。年度内の運営に関しては、FD作業部会を組織し、少人数で機動的な活動を随時実施している。また、別地キャンパスに所属する教職員のFD活動の推進のために、2020年度からは東京キャンパス作業部会、2022年度からはむつキャンパス作業部会が設置されている。

FD活動の一環として、毎年、夏季・冬季教職員研修会を実施し、学内外の講師を招いたり、学内の教職員を報告者にするなど、教職員合同の研修会を開催している【資料4-2-12】

【資料 4-2-13】。夏季教職員研修会を FD・SD 委員会の主催、冬季教職員研修会を学長主催として実施し、ほぼすべての教職員が出席している。また、大学全体で FD を推進するため、FD に関心のある教員を中心に外部 FD 研修会・セミナーに派遣している。さらに、教員の教育活動の活性化のために、学内教員間の相互授業評価、学生による授業評価アンケートなど様々な FD に取り組んでいる。また、学外からの FD・SD セミナー等の案内を全教職員に配信し希望があればセミナーに参加できる制度を運用し、参加したセミナー内容等については、FD・SD 委員会が取りまとめ学内の FD・SD 活動に活用している。

なお、青森大学 FD・SD 委員会活動報告書を発行し、学内全教職員に公開している。

<エビデンス集>

【資料 4-2-7】 青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及び スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程

【資料 4-2-8】 2023 年度 FD・SD 委員会活動報告書

【資料 4-2-9】 2023 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 4-2-10】 2023 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 4-2-11】 2024 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 4-2-12】 2023 年度夏季教職員研修会資料

【資料 4-2-13】 2023 年度冬季教職員研究会資料

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、文系・理系がそろった総合大学であり、引き続き各学部の教員の専門分野のバランスと年齢構成を十分に考慮して、教員の確保に努める。

教職員研修会は、本学の教職員の資質向上・能力開発を刺激する役割を果たしており、社会の変化等に対応できるよう、今後もさらに充実させる。また、教職員を学外の FD 研修等に派遣し、FD の推進役となる教職員を増やしていく。学内においては、各教員の授業の工夫の共有等を通して、教員の資質向上・能力開発を促す取組みを今まで以上に展開する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD に関しては、青森大学 FD・SD 委員会の SD ワーキンググループで教職協働の理念の下、事務職員の資質・能力の向上のための取組みを行っている【資料 4-3-1】。その活動の一環として、学外の講師招聘や、学内の教育内容、教育方法、学生募集や就職など、多

岐にわたる内容で教職員合同の研修会を夏期及び冬期の日程で年 2 回実施している。その他、新任職員研修の実施や、外部の研修会、セミナー等への派遣を積極的に行っている【資料 4-3-2】。FD・SD 委員会は、上記の FD 活動と同様に、SD 活動においても PDCA サイクルを展開し実施の見直しを行っている。

職員の資質・能力向上への取組みとしては、上述した人事考課制度を実施することにより、職員個人や組織上の目標を明確にし、その目標にいかにつづくことができたのかを、上司により一次評価及び二次評価を行なって具体化される仕組みになっている【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】。

<エビデンス集>

【資料 4-3-1】 青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及び スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程

【資料 4-3-2】 2023 年度青森大学 FD・SD 委員会活動報告書

【資料 4-3-3】 青森大学教職員人事考課に関する裁定

【資料 4-3-4】 学校法人青森山田学園事務職員評価表

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

激変する大学を取り巻く社会環境等に対処するため、本学の FD・SD 活動自体の活性化を進めていく。特に、AI に関連する知識・技能等の醸成は重要であることから、SD に限らず、FD と共同で最新動向の把握や技能等の向上に向けて取り組んでいく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、各教員の研究活動を支援する体制として、教員が共同研究等を実施できるように青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）が機能している。総合研究所は本学教職員全員で構成されており、総合的又は学際的な教授研究を行い、地域社会の活性化に貢献することを目的としている【資料 4-4-1】。総合研究所の傘下に地域社会の総合的問題に関する調査研究を行う 4 研究センターを設置している。また、毎年 2 回発行することとしている「青森大学附属総合研究所紀要」を研究論文公表の場として設けている【資料 4-4-2】。総合研究所の運営・管理は所長が主催する運営委員会が行っている。

本学は、青森大学青森ねぶた健康研究所を設置し、文部科学省からの AMED 及び SCARDA 等に採択された最新の免疫研究を推進しており、薬学部教員も関わり、最新の機器の共有を行う等、研究の一端を担っている【資料 4-4-3】。また、医療法人雄心会青森新

都市病院との連携により、青森大学脳と健康科学研究センターを設置し、薬学部長等が運営メンバーになり研究活動を推進している【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】。

本学の専任教員については、インターネット環境、書架、事務机等を備えた個別の研究室を割り当てている。ソフトウェア情報学部と薬学部の教員に対しては、実習や実験の利便性を考慮し、個別研究室の隣室や同じフロアに研究実験室を設置するようにしている。

本学の研究環境に関する満足度について、総合研究所が教員を対象とした調査を実施しており、結果を踏まえ研究環境の改善に反映させることとしている【資料 4-4-6】。

<エビデンス集>

【資料 4-4-1】 青森大学附属総合研究所規程

【資料 4-4-2】 本学ホームページ（青森大学附属総合研究所紀要）

【資料 4-4-3】 青森大学青森ねぶた健康研究所運営規程

【資料 4-4-4】 青森大学脳と健康科学研究センターの設置及び運営に関する規則

【資料 4-4-5】 青森大学脳と健康科学研究センター令和 5 年度活動報告

【資料 4-4-6】 令和 6 年度「研究環境に関する満足度調査」結果

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

公的研究費の適切な管理の実施に関しては、「青森大学における研究活動に関する行動規範」、「青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程」など文部科学省及び日本学術振興会の指針・指導等に基づき必要な規程・規則が整備されている【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】。これらの規程・規則に基づいて、不正防止計画推進部署が法改正及び新たな通達・指導等に対応して規程・規則を改定するとともに、非常勤も含む教員の倫理教育を司っている【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】。研究倫理教育及び学内の公的研究費に係る規程等の策定・改訂等に関しては、総合研究所長が不正防止計画推進部署長として推進している。また、公的研究費の使途の流れを確認し、ルールに基づいた執行が行われていることを、経営戦略局長が統括管理責任者となって管理している。さらに、学長が最高管理責任者となり、これら 2 つの機能を統括している。

本学では、研究者に対し研究費ハンドブック等の公的研究費使用に関する資料、研究倫理教育に関する資料及び個人情報保護等の管理に関する資料を不正防止計画推進部署から配布し、また、研究倫理教育の責任者や事務職員にも同様の資料を配布し、説明後に「個人情報保護に関する誓約書」及び「公的研究費運営・管理にあたっての誓約書」の提出を求め、確認後に科研費や個人研究費の執行を行っている【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】。さらに、本学に新たに着任した研究者については、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース（eLCoRE）を受講させ、修了証を提出させている。

科学研究費補助金を獲得している本学所属の研究代表者と研究分担者には日本学術振興会が編集した「科学の健全な発展のために」（丸善出版、2015 年刊行）を配布し、研究倫理への理解を深めるよう指導している。

本学で行う教育・研究活動に対して倫理上の指針を与えるため青森大学倫理委員会、各学部倫理委員会等が、規程に基づき設けられている【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】。本学の研究者が研究を行う場合、必要に応じて研究

領域に対応した倫理委員会の承認を受けなければならない。このプロセスを通して、本学で行われる研究に関しては、研究分野に即した倫理面の審議が行われ、倫理的に問題のある研究の防止がなされている。

<エビデンス集>

- 【資料 4-4-7】 青森大学における研究活動に関する行動規範
- 【資料 4-4-8】 青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程
- 【資料 4-4-9】 青森大学科学研究費補助金等公的研究費不正防止計画推進部署要項
- 【資料 4-4-10】 青森大学不正防止計画
- 【資料 4-4-11】 研究費ハンドブック 2024 年度
- 【資料 4-4-12】 個人情報保護に関する誓約書
- 【資料 4-4-13】 公的研究費運営・管理にあたっての誓約書
- 【資料 4-4-14】 青森大学倫理委員会規程
- 【資料 4-4-15】 青森大学総合経営学部倫理規程
- 【資料 4-4-16】 青森大学社会学部倫理規程
- 【資料 4-4-17】 青森大学ソフトウェア情報学部倫理規程
- 【資料 4-4-18】 青森大学薬学部倫理規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内においては、専任教員の個人研究費が以下の通り設定されており、研究上必要となる物品の購入や旅費等の執行に充てられている。

		個人研究費			(単位：円)
学部		薬学	総合経営・社会・ソフトウェア情報	4 学部	
職階		教授・准教授・講師(実験系)	教授・准教授・講師(実験系)	教授・准教授・講師(非実験系)	助教・助手(実験系)
費 個人研究	備品・消耗品・図書費等	210, 000	140, 000	70, 000	126, 000
	旅費	70, 000	70, 000	70, 000	49, 000
計(上限)		280, 000	210, 000	140, 000	175, 000

また、教育研究を推進するため、学内研究資金として青森大学教育研究プロジェクトが設定されており、学長裁量経費等から支援を行っている。2023 年度に新たに採択された研究は 9 件で、それ以前から継続されている研究 2 件と合わせて 11 件が採択されており、毎年中間報告会及び成果最終報告会が開催されるとともに最終報告書の提出に加えて採択研究者は次年度の科学研究費補助金へ申請することとなっている【資料 4-4-19】【資料 4-

4-20】。このプロジェクトの申請書類は科研費応募の際の基礎資料になるような書式を採用しており、申請時には科研費への応募を奨励する等、外部資金への獲得に向け、申請や採択率の向上を目指している取組みでもある。

2020～2023 年度外部研究費推移（単位：千円）

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
23,414	33,185	25,458	47,090

科学研究費補助金等の研究助成金等の公募申請は研究推進・社会連携課が担当しており、特に公募申請のために専門課長を置き、支援を強化している。

<エビデンス集>

【資料 4-4-19】 第 10 回教育研究プロジェクト採択表

【資料 4-4-20】 第 10 回青森大学教育研究プロジェクト成果報告資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備に関して、学内研究施設・機器等の充実を計画的に進めていく。研究倫理に関する規則は、最新の法律及び学会動向等に沿って継続的に改善していく。外部資金の導入に関しては、科学研究費補助金等の規模の大きい研究費だけでなく、地方自治体・組織等の地域に根づいた研究費への申請にさらに注力していく。

【基準 4 の自己評価】

学長が意思決定を行うにあたり、各学部教授会や各委員会等での議論が全学情報交換会で報告され、そのうち重要案件について大学運営会議で審議するというボトムアップ型の大学内の意思疎通は十分になされている。また、学長機能のサポート及び教学マネジメントについては、副学長体制が取られているとともに、学長と学長室メンバーで構成される学長会議で取り上げられた重要案件がトップダウン的に大学運営会議で審議されるという運用も行っている。

教員配置については、各学部長が教育課程に沿って必要な教員が揃っていることを確認し、必要であれば学長・理事長と相談するシステムが構築されており、その採用については詳細な資格審査のルールが制定されている。また、教職員の知識・技能の向上を目指す FD・SD 活動についても、規程等が整備され必要な研修等が行われている。

本学は、個人研究費として全教員に研究費を配分しており、また、外部研究費を獲得している教員も多く、さらに、多くの教員が外部研究費の申請をしている。本学独自の研究支援として、学長裁量経費による研究推進及び外部研究費の獲得推進を行っている。これらの取組みにより、研究支援は適正に実施されている。

よって、基準 4「教員・職員」の基準は十分に満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人青森山田学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 3 条において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、地域社会の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。」としており、法令の遵守を明確に定めており、寄附行為は他に法令等で定められている情報とともに、ホームページにて公開している【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。また、青森大学ガバナンス・コード第 4 章 4-4 危機管理及び法令順守 (2) において「法律遵守のための体制整備」を「① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組む。 ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を学生課に常時開設し、通報者の保護を図る。」と定め、教職員がそれぞれの職務や役割の誠実かつ着実な遂行を求めている【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】。

<エビデンス集>

【資料 5-1-1】 学校法人青森山田学園寄附行為

【資料 5-1-2】 青森大学ホームページ（情報公開）

【資料 5-1-3】 青森大学ガバナンス・コード（第 4 章）

【資料 5-1-4】 青森大学公益通報者保護等に関する規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学学則第 1 条第 1 項に、目的として「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている【資料 5-1-5】。本学の使命・目的等の実現のため、青森大学の中期的計画が策定されており、学長が中期的計画に基づいた施策、業務を継続的に実施している【資料 5-1-6】。特に、各年度における重要事項は理事会で決定される青森大学事業計画に記載されており、学長のリーダーシップの下、大学運営会議及び教授会等の審議を経るなどして、この計画を遂行している【資料 5-1-7】。

<エビデンス集>

【資料 5-1-5】 青森大学学則第 1 条（目的）

【資料 5-1-6】 青森大学の中期的計画（令和 6 年度～10 年度）

【資料 5-1-7】 2023 年度青森大学事業計画（令和 4 年度 2 月大学運営会議資料）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関して、青森大学の環境に関する方針を定めている【資料 5-1-8】。この方針に基づいた活動として、本学総合研究所の下に SDGs 研究センターを設置し、教育研究活動との関連付け、普及啓発活動及び人材育成等に取り組んでいる【資料 5-1-9】。

人権の尊重に関して、青森大学における人権の尊重に関する方針を定めている【資料 5-1-10】。この方針に基づいた大学運営を行うためにハラスメント防止対策委員会を設置し、人権侵害を防止するための調査及び啓発や紛争解決（相談、調停、調査、裁定）に取り組んでいる【資料 5-1-11】。また、学生委員会の対応事案の中でハラスメント防止対策に関わるケースもある。

安全への配慮に関して、青森大学における危機管理に関する規則を設け、教職員及び学生等の安全確保を図っている【資料 5-1-12】。危機管理のために危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルの策定等も行っている【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】。また、特に学生向けには青森大学における学生支援の方針の中で健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援の方法を定め、主に学生委員会と学生課が対応している【資料 5-1-15】。

防災に関しては、各キャンパスで行政機関及び近隣町会等と連携を図り、防災情報の共有等を行っている【資料 5-1-16】。3 キャンパスそれぞれにおいて、年に一度避難訓練を実施している【資料 5-1-17】。耐震化対応については、理事会において計画案を提出し、その内容に基づいて耐震対応を進めることとなった。

<エビデンス集>

【資料 5-1-8】 青森大学の環境に関する方針

【資料 5-1-9】 青森大学 SDGs 研究センター規程

【資料 5-1-10】 青森大学における人権の尊重に関する方針

【資料 5-1-11】 青森大学ハラスメント防止対策規程

【資料 5-1-12】 青森大学における危機管理に関する規則

【資料 5-1-13】 青森大学危機管理委員会規程

【資料 5-1-14】 青森大学危機管理マニュアル

【資料 5-1-15】 青森大学における学生支援の方針

【資料 5-1-16】 青森県むつ市との包括的連携協定書

【資料 5-1-17】 令和 5 年度避難訓練実施要項（各キャンパス）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為や各種規程の整備という点では問題ないが、定期的に周知の機会を設けるなど、より徹底した規律と誠実性の維持を図っていく。

大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力は、現状において十分に行われていると言える。今後は、この方針を維持していき、大学の使命・目的の適切性をその都度確認していくこととする。

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、現状において不足は無いが、以下の事項に継続的に取り組む。環境保全に関して、組織の強化を図る。人権への配慮に関して、ハラスメントの相談等をしやすい環境の醸成に、これまで以上に取り組む。耐震化対応は、学生や教職員の安全に関わるため、計画の着実な遂行を目指す。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、大学の目的を達成するための学校法人として管理運営は、学校法人青森山田学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）に基づいて行われている。

本学園は、寄附行為により、理事会の体制と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人として、法律の遵守のもと、適正な学校運営を行っている【資料 5-2-1】。

寄附行為により、理事定数は 10 人以上 17 人以内と定められており、2023 年度の理事総数は 11 人である【資料 5-2-2】。

法人の業務及び財産を監査する 2 人の監事は、外部の要職にありながら、7 回の理事会のうち 6 回において、いずれか 1 人が出席しており、私立学校法及び寄附行為の定めにより、法人の業務及び財産の状況について適切な助言を行っている。

理事及び監事の選考は、理事については寄附行為第 12 条（理事の選任）に、監事については寄附行為第 13 条（監事の選任及び職務）に明記されており、これらに従い適切に行われている。また、理事及び監事の任期、解任・退任・補充等についても、寄附行為に明記されている。

2023 年度は、理事会を 7 回開催し、寄附行為の定めにより、予算、決算をはじめとする重要事項について審議を行っている。理事会には、常に定足数を満たす理事が出席しており、欠席の理事は議決権行使書・委任状を提出している【資料 5-2-3】。理事にはそれぞれ総務・財務・広報等の担当が割り当てられており、理事会の体制強化を図っている【資料 5-2-4】。

評議員会は 29 人（第 2 回定例理事会以降は 24 人）の評議員をもって構成され、2023 年度は 7 回開催された【資料 5-2-5】。評議員会では、寄附行為第 18 条に記載された諮問事項に関する意見聴取等が行われており、必要に応じてその後理事会で決定している。

2023 年度 2 月より学内理事・評議員会を規程化し、理事会及び評議員会において報告・審議される案件について、事前に補助的な審議を行っている【資料 5-2-6】。

理事会の決定事項は、各学校に伝達され、それぞれの学校で実現するために、決められた範囲内で実施方法を決定し、それぞれの組織を円滑に運営している。本学においても理事会開催直後の大学運営会議において、本学関連案件の説明がなされている。また、理事会には学部長が陪席することとなっており、教授会において学部長が理事会報告を行うこととなっている。

<エビデンス集>

- 【資料 5-2-1】 学校法人青森山田学園寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人青森山田学園役員等名簿
- 【資料 5-2-3】 議決権行使書・委任状
- 【資料 5-2-4】 学校法人青森山田学園法人理事職務内容
- 【資料 5-2-5】 学校法人青森山田学園理事会評議員会出席状況
- 【資料 5-2-6】 学校法人青森山田学園学内理事・評議員会規程

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事構成は、学園内理事が6人、学園外理事は5人となっている。監事も非常勤ではあるが、学校や企業の運営に有用な意見識見を持つ者であり、学園の適切な運営への貢献を増している。今後の課題としては、理事、監事、評議員の資質向上のための具体的な研修を実行すること、そして将来的な監事の常勤化である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会へは本学の学長及び准教授（1名）の2名が理事として、評議員会には本学の学長、副学長、教授（1名）、准教授（1名）の4名が評議員として出席している。また、学園本部長は理事及び評議員となっているが、本学の教授を兼任している【資料 5-3-1】。理事会と評議員会が開催される前に、学園本部から本学に対して本学関連の案件及び資料の作成依頼があり、本学は大学運営会議で審議し、本学独自の案件を理事会と評議員会に提出している。上記のように、大学運営に係る重要事項が理事会と評議員会において審議されることになっており、学園と本学間の意思決定の円滑化を図るようになっている。

大学運営会議のメンバーとして、学園本部長（理事）が入っており、大学の重要な意思決定を行うときに学園本部（理事長等）との共有が図られている。理事長のリーダーシップは、理事会・評議委員会の前に開催される学内理事・評議員会で詳細な案件についての学内意見の統一を図ることで、発揮されている。さらに、学園と本学間の共有すべき課題や問題の解決については、青森大学協議会を実施し、法人と大学の意思疎通と連携を密に行うことで、法人及び大学の各運営機関の相互チェック等を行われるようにしている【資料 5-3-2】。寄附行為に理事長の職務や評議員会への諮問事項を明記し、学園就業規則には人事権について明記し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境となっている【資料 5-3-3】。

さらに、理事会と教学組織は、決定機関と執行機関という機能に基づいた役割で分担しているものの、理事会としては、現場の意見を効率よく反映させるべく、現場の状況や情

報収集にも力を入れるため、審議事項に応じて学部長を陪席させるとともに、必要に応じて教学担当者・事務担当者を陪席させている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みは、次のように整備されている。教授会、キャンパス運営会議、委員会及び事務連絡会議から全学情報交換会に重要案件が上がり、さらに全学情報交換会から大学運営会議に審議案件として提案される。これらの案件のうち、必要なものは、理事会・評議員会で報告・審議される。

<エビデンス集>

【資料 5-3-1】 学校法人青森山田学園理事・監事・評議員一覧

【資料 5-3-2】 青森大学協議会規程

【資料 5-3-3】 学校法人青森山田学園寄附行為

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学園及び本学の各管理機関の意思決定と相互チェックは、理事会、評議員会及び大学運営会議により体制を整えており、適切に機能している。

監事及び評議員の選任及び職務は寄附行為に定められており、寄附行為に基づいて運営は適切に行われている【資料 5-3-3】。監事は非常勤2名で構成されており、計画的に監事監査チェック表の項目に基づいた監査を行うとともに、業務状況に関するヒアリングを実施している【資料 5-3-1】【資料 5-3-4】。監事は、理事会・評議員会に出席して監査報告及び業務ヒアリングに関する報告を行なっている【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】。

<エビデンス集>

【資料 5-3-4】 監事監査チェック表

【資料 5-3-5】 令和5年度理事会出席状況

【資料 5-3-6】 令和5年度評議員会出席状況

【資料 5-3-7】 令和5年度理事会議事録

【資料 5-3-8】 2023年監事監査報告書

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

学園と本学との意思決定の円滑化の体制は整えられているが、円滑化の機能性の向上のために、現場の意見に耳を傾けながら、協調性のある学園と本学の関係性構築のために理事長のリーダーシップを発揮できる環境の醸成に努める。

監事の業務領域が多様かつ膨大になってきていることから、監事の専任化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は、2010 年度以降、厳しい経営状況に陥り、財政再建の努力を続けてきた。2017 年度からは自力で再建改革を進めていくステージに入り、現在に至っている。

中長期的な計画として、経営改善計画（期間：令和 5 年度から令和 9 年度まで）を策定しており、直近の年度に関しては毎年度理事会で審議し、文部科学省に提出している【資料 5-4-1】。この経営改善計画の中に財務計画も含まれている。この財務計画に基づく予算編成が行われ、業務が遂行されている【資料 5-4-2】。

<エビデンス集>

【資料 5-4-1】 令和 5 年度学校法人青森山田学園経営改善計画

【資料 5-4-2】 令和 6 年度学校法人青森山田学園事業計画

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学における安定した財務基盤の確立に関しては、令和 5（2023）年度の教育活動収入の内訳として、学納金収入が 65%、補助金収入が 27%、その他の収入が 8%となっている。教育活動収入の 65%を占める学納金収入は収容定員充足率と密接な関係があることから、これまでも安定した入学生の確保に努めてきたが、令和 5 年度からは離学者防止対策の取組みを開始し、更なる改善を行っている。

支出面では、教育の充実をはかるため教育職員の確保と充実に努め、人件費の管理に注力してきた。人件費は令和 4 年度から減少し、人件費比率は令和 4（2022）年度の 58.6%から令和 5 年（2023）年度は 54.4%と抑制されている【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

教育研究経費は大学の教育研究目的を達成するための主要な経費であることから、経常収入に対し 30%程度の確保を予算計画の基準とし、過度な支出にならないよう収支バランスを考慮した財政運営をこころがけてきた。経常収支差額のうちの大学部分は、令和 4(2022)年度は約 117 百万円のマイナスとなり、令和 5(2023)年度は約 28 百万円のマイナスとなった。この要因は、主に在学者数の増加や離学者防止対策にともなう退学者・休学者等の減少によるものであった。

外部資金の導入については、大学として教育研究に関する改革総合支援事業等の補助金獲得のほか、受託事業による資金の獲得に努めている。また、SCARDA 等の億単位の大型研究費を獲得していることから、その研究を格段に伸展させ、更なる外部研究費の獲得につなげる計画を立てている。さらに、学園全体としては部活動等の活躍による補助金や寄付金の獲得に努めている。

<エビデンス集>

【資料 5-4-3】 2023 年度計算書類

【資料 5-4-4】 2023 年度財産目録

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立と安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保については、中長期計画を実行していき、施設の整備等に備えて収益確保が必要である。そのためには、収入面の重要事項である入学定員の確保による学生数の増加と離学者防止対策等の施策に継続的に取り組み、学納金収入の増収をはかるとともに、外部研究費の継続的獲得や補助金等外部資金の獲得をはかるものとする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に基づき規定した学校法人青森山田学園経理規程（以下、「経理規程」という。）に従い、会計処理が適切になされている【資料 5-5-1】。

予算管理は、学校法人青森山田学園予算管理規程に定められた予算編成と予算実績管理を基とし、経理規程に定められた経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、会計システムにより経営の実態を計数的に把握し、経営活動を能率的に推進すべく処理している【資料 5-5-2】。

会計処理の手続きは、大学は、学部及び総務課職員が予算を確認、総務課長及び総務課員が精査を行い、経理規程に準拠し適切に処理されていることを確認し、事務局長等が最終確認している。

また予算管理の手続きは、大学の予算で購入される物品については、申請者が購入予定業者より見積書を取得し、学部及び総務課職員が各学部等の予算を確認後、事務局長及び学長の承認を得て物品の発注を行っている。

平常の会計処理の疑問点などは、学園担当の公認会計士に随時質問し、その場で回答を受け対応している。また、毎月、学園において前月処理分の証憑についてのチェックを受けている。

<エビデンス集>

【資料 5-5-1】 青森山田学園経理規程

【資料 5-5-2】 青森山田学園予算管理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

年次決算及び財産状況について、本学園本部内部監査室による内部監査、公認会計士による監査法人監査及び監事による監査の三様監査により適正化を図っている【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】。

内部監査室は、本学園本部長が室長となり、本学園本部各部門の会計に係る業務が規定

等に準拠して適正に行われていることを検証し、評価することとしている。

監査法人監査については、毎月、学園において前月処理分の証憑について公認会計士のチェックを受け、その都度指摘部分について修正を行っている。

監事による監査については、監事監査チェック表を用いて、財務状況等を監査している。この監査は、9月末時点の中間決算については12月上旬に、年度決算については数字がほぼ確定する5月に、内部監査室より説明を行い、監事の点検を受けている【資料5-5-3】。

監事は、この点検の後、不正の行為又は法令、寄附行為に違反する重大な事実が認められなかったこと、計算書類が本会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めたことが記載された監査報告書を作成し、決算（案）が審議される理事会・評議員会に出席し、監査報告を行っている【資料5-5-4】【資料5-5-5】。

<エビデンス集>

【資料5-5-3】2023年5月理事会議事録

【資料5-5-4】2023年監事監査報告書

【資料5-5-5】2023年公認会計士による監査報告書

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は適切に行われており、会計監査の体制も整備されている。三様監査をより厳密に行うことによって、会計処理の適切な実施及び監査の厳正な実施の充実を図る。

【基準5の自己評価】

学園運営に関する規律と誠実性は保たれており、理事会は使命・目的の達成に向けて十分に機能を発揮し、継続的な経営に向けて努力がなされている。加えて、評議員会、監事等がそれぞれの役割を果たすことにより、管理・運営の円滑化と相互チェックの体制が機能している。

経営改善計画に基づいて財務運営を行っており、安定した財務基盤の確立に向けて、取り組める体制・機能が備わっている。会計処理及び会計監査に関しては、学園の規定に基づき適正に実施されている。

よって、基準5「経営・管理と財務」の基準は十分に満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学的な組織として、青森大学学則第 1 条及び青森大学ガバナンス・コード第 3 章に基づき、本学の質保証の方針に従い青森大学質保証委員会及び青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会を本学の教育・研究等に関する質保証の中核組織としている【資料 6-1-1】。特に、質保証委員会規程では、①内部質保証全般の改善等に関すること、②エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価の定期的実施の確認とその結果に関する学内共有体制等のチェック及び社会への公表に関すること、③3つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況に関すること、④教学マネジメント全般の改善等に関すること、⑤自己点検評価及び自己点検・評価報告書作成の改善等に関すること、⑥認証評価の改善等に関すること等が実施されること、⑦学修成果の評価に関する方針に基づく、学生個人の評価の方法（学修成果の可視化）及び学位プログラムの評価の方法（教育成果の可視化）等の分析評価に関することとされている【資料 6-1-2】。これら①～⑦の実務は委員会の部会が担当し、実施状況等が委員会で報告、審議されている【資料 6-1-3】。また、審議等の際に必要な調査、データ収集及び分析は、令和 5 年度までは IR 推進センターが担当し、令和 6 年度からは学長室が各部局と連携して実施している【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】。さらに、自己点検評価・認証評価審査対策委員会では、教職員の諸活動に関する自己点検・評価を行い、教育研究に関する実施内容に加えて教職員の活動面からの質保証を展開している【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】。

学長を委員長とした質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会が協働で質保証及び自己点検・評価報告書策定のための業務を担当し、全学情報交換会及び大学運営会議における審議を経て質保証における必要業務を確認・評価する体制が確立されており、学長の責任が明確になっている【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】。

<エビデンス集>

【資料 6-1-1】 青森大学における内部質保証の方針（概念組織図、プロセス図を含む）

【資料 6-1-2】 青森大学質保証委員会規程

【資料 6-1-3】 2023 年度青森大学質保証委員会議事録

【資料 6-1-4】 青森大学 IR 推進センター規程（令和 6 年 3 月廃止）

【資料 6-1-5】 IR 推進センター会議議事録

【資料 6-1-6】 青森大学学長室規程

【資料 6-1-7】 学長会議記録（IR の業務・業務分担、計画）

【資料 6-1-8】 青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程

【資料 6-1-9】 2023 年度青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録

【資料 6-1-10】 青森大学大学運営会議議事録（内部質保証の方針、概念組織図、プロセス図）

【資料 6-1-11】 2022 年度青森大学自己点検・評価報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

質保証委員会と自己点検評価・認証評価審査対策委員会のそれぞれの役割を明確にし、かつ連携を強めるとともに各委員会等組織の自律的な PDCA が恒常的になされるように、引き続き全学的な説明・協働を続けていく必要がある。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

質保証委員会は、本学内部質保証の方針に付随して示されている「青森大学内部質保証のプロセス図」に基づいて、内部質保証のための活動を展開している。学部及び委員会等の部局が策定した年間計画は第 1 回質保証委員会で確認され、記載されている業務が遂行される【資料 6-2-1】。質保証委員会は、各部局が行った業務遂行の進捗確認及び評価をしつつ、年度末に各部局が策定した総括の確認等を行う。

上記の質保証プロセスの中で、業務等の進捗状況は教授会、各委員会等、事務局会議、キャンパス運営会議、全学情報交換会及び大学運営会議でエビデンスに基づき報告され、必要な場合には審議を行っている【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】。

毎年度、日本高等教育評価機構が示す評価基準に従って、自己点検・評価報告書を作成している。この自己点検・評価報告書は、自己点検・認証評価対策室が中心となって、自己点検評価・認証評価審査対策委員会と共同でエビデンス収集状況の把握やこれに基づく自己点検・評価報告書案の作成を行っている。エビデンス収集や報告書策定は、自己点検評価・認証評価審査対策委員会で状況の報告・確認を経て、計画的に行われている【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。自己点検・評価報告書全体は自己点検評価・認証評価審査対策委員会に提出・確認された後、学長の承認を経て学内外に公表している【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】。

本学では、内部質保証と自己点検・評価をそれぞれ上述の方法により、行っている。内部質保証については当該年度内に完了するプロセスであり、自己点検・評価報告書の策定は対象年度終了後に行っていることから、これらの過程を毎年度繰り返すことによって、本学の内部質保証の向上につながっている。

<エビデンス集>

【資料 6-2-1】 2023 年度質保証委員会年間実施計画

【資料 6-2-2】 2023 年度各学部及び委員会年間実施計画

【資料 6-2-3】 2023 年度各学部及び委員会総括資料

【資料 6-2-4】 2023 年度第 1 回自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録（2023 年度報告書作成スケジュール）

【資料 6-2-5】 2024 年度第 1 回自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録

【資料 6-2-6】 2024 年度自己点検評価・認証評価審査対策委員会年度計画

【資料 6-2-7】 2022 年度自己点検・評価報告書

【資料 6-2-8】 青森大学ホームページ（自己点検・評価報告書）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の内部室保証のプロセス図に示されている活動をエビデンス・データに基づいて実施するために、IR 推進センターを設置して情報の収集・分析・提供や各部局が行う調査等の分析支援等を行ってきた【資料 6-2-9】。具体的には、IR 推進センター規程に基づき以下の業務を行ってきた。

- (1) 学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報の収集・分析・提供
- (2) 各部局が行う調査等の分析支援
- (3) 自己点検・評価活動の分析及び中期的計画等策定の支援
- (4) その他、IR の推進に必要な業務

令和 6 年度からは、学長室を設置し以下の業務を行うこととし、これらの中に現状把握や中期的計画策定等に必要な情報収集、調査及び分析を行うこととしている【資料 6-2-10】。

- (1) 本学の運営に関する基本事項等に関すること
- (2) 本学の中長期的諸施策・計画等に関すること
- (3) 本学の教学マネジメント等に関すること
- (4) 学長が命ずる重点戦略課題の企画、調整及び推進に関する事項への対応
- (5) 前 4 号に掲げる業務に関する情報収集、調査及び分析
- (6) 学内各組織が行う情報収集、調査及び分析の調整
- (7) 喫緊の課題に対する学長指示に関する対処
- (8) その他学長室の目的を達成するために必要な業務に関すること

令和 5 年度は、IR 推進センターとして次のような活動を行った【資料 6-2-11】。

教育課程の運用に関して、教務委員会が学修成果の点検・評価を行う際に用いる学修成果の評価に関する方針の「本学の学位プログラムの評価の方法」に示されている各項目についての情報収集及び分析を行った。この項目の中には、本学で設定している学修達成度評価ルーブリックに対する学生の自己評価も含まれている。この結果は質保証委員会における教育課程運用状況の分析・評価に用いられた。また、他キャンパスに展開していることを鑑み、特に東京キャンパスとむつキャンパスで学んでいる学生における遠隔授業で修得している単位数の把握や授業等の満足度調査を実施した。さらに、各学部において入学

者選抜の工夫を入学後の多様な学生の能力を伸長させるための取組みと連携させる際の情報収集にも取り組んだ。

学生支援に関して、全学部・全学年の学生を対象として基本的に毎週1回出席率を把握し、学生委員会で実施している担任等の面談等につなげられるようにした。

学生の意見や要望を把握することに関して、学修支援センターが年1回実施している学修状況・満足度調査の分析支援を行っている。また令和5年度は卒業年次の学生を対象として学生生活への満足度分析も行った【資料6-2-12】。

大学運営に関して、令和5年度に本学が担当した青森市産官学連携プラットフォーム共同IR分析活動において、大学・短大卒業後の地域定着に関する調査・分析を行なった。

IR活動の点検・改善のために、近隣大学との合同研修実施や企業が開催した研修への参加も行なった。

<エビデンス集>

【資料6-2-9】青森大学IR推進センター規程（令和6年3月廃止）

【資料6-2-10】青森大学学長室規程

【資料6-2-11】IR推進センター会議議事録（センターの活動）

【資料6-2-12】本学ホームページ（IR情報）

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

質保証委員会の活動と毎年度の自己点検・評価報告書の策定の関連性は、青森大学内部質保証のプロセス図等に示されており、継続的にこのプロセスを展開しPDCAサイクルによる点検・評価を行なっていく。

IR機能が担っている情報収集、調査及び分析と、質保証委員会及び自己点検・評価報告書の策定が協働で行っている内部質保証のプロセスとの関連性をより明確にすることが、改善・向上につながる。

本学の教職員はもとより社会に対して質保証に関する情報提供を積極的に行っていくために、収集すべき情報の確定、収集・蓄積方法の確定、学内向け調査の効率化等、必要に応じた経年比較等ができるよう機能改善を図っていく。

学内の学修状況、学生生活・支援、施設設備、学生の要望等に関する調査及び分析は、それぞれの担当部局が実施していることから、鳥瞰的な視野に立った分析に基づく対策等の検討が有効と考える。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組み

の確立とその機能性

本学では、大学全体として3つのポリシーを策定し、さらに各学部においてもそれぞれ3つのポリシーを策定している【資料6-3-1】。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関しては、学修成果の評価に関する方針を策定して評価方法・項目を明示している【資料6-3-2】。年度末に実施された質保証委員会において、委員長である学長の指示により、各学部長より上記方針内の「学位プログラムの評価の方法」で定めたデータに基づく教授会における総括結果が報告され、次年度に向けた改善点が示され、フィードバックを行うこととしている【資料6-3-3】【資料6-3-4】。

また、アドミッション・ポリシーに関しては、入学者選抜の方法に基づく初年次対応を行っている。

中期的計画は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を踏まえて学長が策定し、大学運営会議で審議された内容で理事会に諮られ、承認されている【資料6-3-5】。

質保証委員会は、自己点検・評価報告書及び中期的計画の内容を勘案し、大学運営の改善・向上を進めている。具体的には、学内の各部局等が年度末に次年度の計画を立案する際に、最新の自己点検・評価報告書内の部局に関わる部分の改善・向上方策の内容を確認しつつ、質保証委員会内に設置した質保証部会でも計画と改善・向上方策の一貫性を確認することとしている【資料6-3-6】。

特に薬学部における入学定員未充足が課題である。そのための改善策として、学生確保においては、令和6年度より学長をトップとした「薬学部強化タスクフォース」を設置し、各種対応策を講じている。収容定員未充足に対する学生確保対策としては、薬学部に興味をもってもらうために、中高生を対象とした模擬授業や職業ガイダンスを積極的に行い、さらに、今まで実施してきた薬剤師体験セミナーなどのイベントはもとより、学生募集システムの導入や各種SNS等ツールの活用により、薬学部に興味のある高校生と綿密な接触機会を増やすことにより志願者を定着させる対策などを強化している。薬剤師国家試験合格率の改善などの教育研究活動を充実させる対策としては、薬学教育センターにおける正課外での基礎科目の個別指導、自習室の設置、グループ学修を推進する取組み、学力試験や模試の実施と結果の分析、それを基にした面談や指導など(TSGALメソッド)を行いつつ、学費支援や進級規程の見直しなども併せて行い、留年対策等の対応を行っている。また、薬学教育センター通信を発行して学習意欲の維持に努め、国家試験直前の学生の不安やストレスを解消するために薬学教育センターサロンを開設し、教員と対話ができる環境を整えている。薬学部の魅力向上に関する対策については、卒業生・同窓会のさらなる強化を行い、卒業生が地域医療の担い手となって活躍している姿を積極的にアピールする取組みを強化している。以上の改善策について外部委員の声も聴きながら検討、対応策を講じ、安定した学生を確保できるような取組みを丁寧に粘り強く行っている【資料6-3-7】。

<エビデンス集>

【資料6-3-1】3つのポリシー（全学、各学部）

【資料6-3-2】学修成果の評価に関する方針

【資料6-3-3】2023年度第4回質保証委員会議事録：学位プログラムの総括・改善点及びフィードバック

【資料 6-3-4】「学位プログラムの評価の方法」に基づく集計結果

【資料 6-3-5】青森大学中期的計画

【資料 6-3-6】第1回質保証委員会議事録（改善・向上方策の点検・確定）

【資料 6-3-7】第1回薬学部強化タスクフォース会議議事録

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

質保証に関する中心的な部局は質保証委員会であるが、他の部局も関わっている事項も少なくないことから、各学部、各委員会、各部署及び各キャンパスが連動した質保証が実現するように、大学全体の計画を精査して改善を図るように管理することが今後の課題である。

【基準 6 の自己評価】

2020 年度から全学的組織として「青森大学質保証タスクフォース」が組織され、2022 年度に恒常的な組織である「青森大学質保証委員会」に改組し、「青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会」と連携して質保証業務を推進している。これらの業務は、内部質保証の方針に基づいて自律的かつ組織的に実施されており、その責任体制は明確である。

内部質保証のために、自己点検・評価報告書を毎年策定し、その結果を学内及び社会へ公表している。状況把握のために十分な情報収集、調査及び分析等を行う IR 組織・機能を備えている。

3 つのポリシーを起点とした教育の改善・向上と中期的計画等に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

よって、基準 6「内部質保証」の基準は満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域とともに生きる大学

A-1. 学内体制・環境の整備

A-1-① 学内組織体制の整備について

A-1-② 学生・教職員に向けた普及啓発について

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学内組織体制の整備について

本学では「青森大学における社会連携・社会貢献の方針」を定めている【資料 A-1-1】。

この方針に基づき、社会連携委員会の下に青森大学社会連携センターを設置している【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】。このセンターは、地域の皆様と本学の教職員・学生をつなぐハブ拠点として設置された常設機関であり、本学の社会連携・社会貢献活動について、学内外の相談・問合せへの一元的な対応を図るとともに、「実践的教育」「産官学連携」「地域連携」の3つの観点より、総合的な企画調整を推進していくものである。

また、社会連携委員会では、規定に基づき社会連携センターの年間活動計画等が議論され、決定される。社会連携委員会及び社会連携センター運営会議は、青森キャンパスの教職員のみでなく、東京キャンパス及びむつキャンパスのスタッフもオンラインで参加し、キャンパス間連携を図っている。

社会連携委員会及び社会連携センターの運営は、教職協働で実施しており、事務担当として研究推進・社会連携課を設置している。

<エビデンス集>

【資料 A-1-1】 青森大学における社会連携・社会貢献の方針

【資料 A-1-2】 青森大学社会連携委員会規程

【資料 A-1-3】 青森大学社会連携センター規則

A-1-② 学生・教職員に向けた普及啓発について

社会連携センターでは、本学の地域に関わる諸活動の情報を学内外に向けて発信している【資料 A-1-4】。学外向けには大学ホームページ及び Facebook ページ等で発信し、教職員及び学生向けにはメールや学内掲示を用いて情報を発信している【資料 A-1-5】。

<エビデンス集>

【資料 A-1-4】 青森大学ホームページ（地域に係る諸活動について）

【資料 A-1-5】 社会連携センター Facebook ページ

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携委員会と社会連携センターの体制は確立されているが、PDCA サイクルを展開す

ることで、より機能性を向上させる。

A-2. 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

A-2-① 地域社会との連携・協力関係の強化について

A-2-② 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域社会との連携・協力関係の強化について

本学は、8つの地方自治体、4つの地域経済団体及び青森県内14校の高等学校等、合計61団体と連携協定を締結し、地域貢献活動の活性化の基盤を整えている【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】。

連携協定を締結している地方自治体の中でも、青森本校・東京キャンパス・むつキャンパスが立地する青森市、東京都江戸川区及びむつ市とは頻繁な情報交換等を通し、密接な活動を展開している。また、青森市、平内町及び三戸町とは、原則として年に1度連携推進会議を行い、市長・町長も出席する青森地域フォーラムを開催している。他の自治体及び経済団体などに関しても、必要に応じて事務レベルでの情報共有および各種調整を行っている。

高等学校においても、令和5年度には、青森県立木造高等学校、青森県立六ヶ所高等学校及び青森県立三戸高等学校の3校と連携協定を締結する等、連携対象校が増えていることから、各校に教職員の担当者を割り当て、コミュニケーションを密に取れる体制を整え、総合的な探究の時間の支援等の活動を行っている【資料 A-2-3】。

個別事業に関しては、担当教員が中心となり、社会連携センターは必要なサポートを提供している。

<エビデンス集>

【資料 A-2-1】 連携協定書（青森市）

【資料 A-2-2】 連携協定一覧

【資料 A-2-3】 高大連携協定締結校（担当事務職員）一覧

A-2-② 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

これまでに述べてきた体制及び連携・協力関係に基づき、さまざまな地域社会との連携活動を行っている。

令和5年度に行った主な事業は以下の通りである。

- ・青森地域フォーラム【資料 A-2-4】
- ・令和5年度高校生科学研究コンテスト【資料 A-2-5】
- ・令和5年度青森県総合学科高等学校研究発表会【資料 A-2-6】

- ・令和5年度薬剤師体験セミナー【資料 A-2-7】
- ・青森市ビジネスアイデアコンテスト（学生の参加支援）【資料 A-2-8】
- ・青森市産官学連携プラットフォーム合同学修研究発表会（学生発表等の支援）【資料 A-2-9】
- ・出張講義【資料 A-2-10】
- ・高大連携事業【資料 A-2-11】
- ・令和5年度青森大学地域貢献賞【資料 A-2-12】【資料 A-2-13】

毎年実施している青森地域フォーラムは、市長や町長も出席して青森地域における地域連携活動等を発表する場であり、本学における地域貢献活動を総括する役割を担っている。令和5年度は、第1部として宮下青森県知事を講師にお招きし、「宮下知事と深める100の対話～青森で暮らすこと、働くこと～」と題して、「若者の地元定着」に関するトークセッションを行った。また、第2部として、青森大学の教員と学生が、地域連携に関連する研究・活動報告を行った。

また、社会連携センターでは、本学の基本理念の一つである「大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となる」ことを具現化し、他の学生の模範となる個人又は団体を表彰する制度として地域貢献賞を整備しており、令和5年度は最優秀賞1件、優秀賞2件、新人賞1件及び奨励賞を授与した。

<エビデンス集>

- 【資料 A-2-4】令和5年度青森地域フォーラム実施要項
- 【資料 A-2-5】本学ホームページ（社会連携センター：高校生科学研究コンテスト）
- 【資料 A-2-6】本学ホームページ（令和5年度青森県総合学科高等学校研究発表会）
- 【資料 A-2-7】本学ホームページ（薬学部ニュース：令和5年度薬剤師体験セミナー）
- 【資料 A-2-8】本学ホームページ（青森市ビジネスアイデアコンテスト）
- 【資料 A-2-9】青森市産官学連携プラットフォーム合同学修研究発表会チラシ
- 【資料 A-2-10】本学ホームページ（社会連携センター：出張講義）
- 【資料 A-2-11】令和6年度高大連携打合せ報告書
- 【資料 A-2-12】令和5年度青森大学地域貢献賞募集要項
- 【資料 A-2-13】青森大学ホームページ（社会連携センター：令和5年度青森大学地域貢献賞）

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

「地域とともに生きる大学」は、本学の建学の精神の一つでもあることから、引き続き地域貢献活動を最優先課題として取り組む。地方自治体及び高等学校に関しては連携協定の内容に留まらず、実際に必要な活動を展開するための取組みも進めており、今後、より多くの教職員と学生の参加を促す等を含め、学外との連携を強化させる。

A-3. 生涯学習活動

A-3-① 生涯学習事業の開催について

A-3-② 地域で開催される生涯学習活動への協力について

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 生涯学習事業の開催について

本学では生涯学習事業として、「青森大学オープンカレッジ」を設置している【資料 A-3-1】。事業内容は、市民に対して本学教員による公開講座を行う「市民大学」、地元再発見ツアー「みちのく散歩道」、そして冬のアクティビティを体験的に学ぶ「スキー教室」である【資料 A-3-2】【資料 A-3-3】【資料 A-3-4】。

コロナ禍により、令和 2 年度から令和 4 年度までは「市民大学」のみ実施していたが、コロナ禍の収束に伴い、今年度から「みちのく散歩道」と「スキー教室」を再開した。コロナ禍以前の参加者数には及ばなかったものの、いずれも再開を喜ぶ参加者が多かった。

<エビデンス集>

【資料 A-3-1】 青森大学オープンカレッジ規則

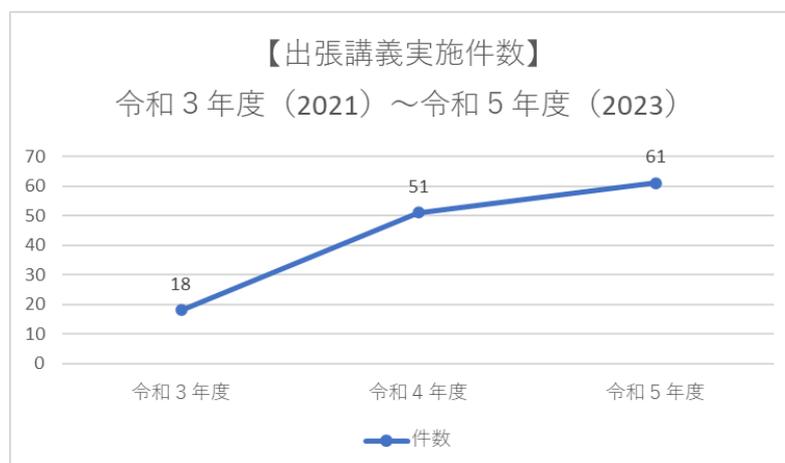
【資料 A-3-2】 令和 5 年度「市民大学」募集要項

【資料 A-3-3】 令和 5 年度「みちのく散歩道」募集要項

【資料 A-3-4】 令和 5 年度「スキー教室」募集要項

A-3-② 地域で開催される生涯学習活動への協力について

本学では本学の教員の専門性を活かした講義を学外で行う「出張講義」を実施している。令和 5 年度は 89 テーマを公開して講義依頼を受け付け、61 件の出張講義を行った【資料 A-3-5】。そのうち、23 件は地域の生涯学習活動からの依頼であり、その要望に答えている。



<エビデンス集>

【資料 A-3-5】 本学ホームページ（出張講義）

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

オープンカレッジには長きにわたり多くの方々が参加しており、今後も本学に在籍するさまざまな研究分野を持つ教員の協力を得て、活動を継続していく。出張講義に関しても、ここ数年の需要増等を鑑み、講義を実施している教員・テーマをさらに増やしていく。

A-4. 大学施設の開放

A-4-① 大学施設の積極的な開放について

(1) A-4 の自己判定

「基準項目 A-4 を満たしている。」

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 大学施設の積極的な開放について

本学は「地域とともに生きる大学」を理念として掲げており、積極的に施設を地域活動等に活かすべく貸出しをしている。令和5年度は延べ66組織（8,867名）向けに外部貸出しを行なった【資料 A-4-1】。

<エビデンス集>

【資料 A-4-1】 2023 年度外部団体施設使用状況

(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

一部施設の老朽化や空調設備等が整備されていない等、近年の温暖化の影響で空調設備が必要となってきた状況があり、今後、対応を行っていく。

【基準 A の自己評価】

本学は基本理念の三本柱の一つとして「大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。」と謳っている。その理念に沿って、社会連携センターを中心にさまざまな地域貢献活動を展開している。また、本学が位置する青森市幸畑地区を中心に、青森市、青森県の諸団体、延いては諸外国の教育機関等と連携協定を締結し、連携事業を行っている。

青森大学オープンカレッジで行われている生涯学習講座も、多くの社会人が参加し、高評価を得ており、積極的な大学施設の外部貸出も行っている。

このように、本学と地域社会との結びつきは極めて強く、今後も社会のニーズに応えるべく諸事業を継続していくことが望まれる。

V. 特記事項

該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「青森大学学則」第 1 条第 1 項で明記している。	1-1
第 85 条	○	「青森大学学則」第 2 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	「青森大学学則」第 4 条で明記している。	3-1
第 88 条	○	「青森大学学則」第 13 条及び第 18 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 90 条	○	「青森大学学則」第 15 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	「青森大学学則」第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「青森大学学則」第 53 条で明記している。	4-1
第 104 条	○	「青森大学学則」第 37 条で明記している。	3-1
第 105 条	○	「青森大学学則」第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条で明記している。	3-1
第 108 条	—	本学では該当しない。	2-1
第 109 条	○	「青森大学学則」第 1 条及び 69 条、「青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程」、「青森大学質保証委員会規程」で明記し、本学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	「青森大学学則」第 1 条及び 69 条で明記し、本学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	「青森大学学則」第 1 条及び 47 条、「青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「青森大学学則」第 18 条で明記している。	2-1
第 132 条	○	「青森大学学則」第 18 条で明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「青森大学学則 (別表含む)」一から九の事項について、明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	本学では該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「青森大学学則」第 25 条第 2 項、第 65 条、第 66 条で明記している。	4-1

青森大学

第 28 条	○	「青森大学文書取扱規程」で明記し、保存している。	3-2
第 143 条	—	本学では該当しない。	4-1
第 146 条	○	「青森大学学則」第 13 条で明記している。	3-1
第 147 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 148 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 149 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 150 条	○	「青森大学学則」第 15 条で明記している。	2-1
第 151 条	—	本学では該当しない。	2-1
第 152 条	—	本学では該当しない。	2-1
第 153 条	—	本学では該当しない。	2-1
第 154 条	—	本学では該当しない。	2-1
第 161 条	○	「青森大学学則」第 18 条第 2 項で明記している。	2-1
第 162 条	○	「青森大学学則」第 19 条で明記している。	2-1
第 163 条	○	「青森大学学則」第 6 条で明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	「青森大学科目等履修生規程」第 9 条で明記している。	3-1
第 164 条	○	「青森大学科目等履修生規程」及び「青森大学日本語教育センター規則」で明記している。	3-1
第 165 条の 2	○	青森大学全学、学部・学科ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、本学ホームページ、青森大学学生生活ガイドブックで公表している。	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			6-3
第 166 条	○	「青森大学学則」第 1 条及び 69 条、「青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程」、「青森大学質保証委員会規程」で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	「青森大学学則」第 1 条で明記し、本学ホームページで公表している。	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
			5-1
第 173 条	○	「青森大学学則」第 36 条及び「青森大学学位規程」で明記している。	3-1
第 178 条	○	「青森大学学則」第 18 条で明記している。	2-1
第 186 条	○	「青森大学学則」第 18 条で明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と捉え、「青森大学学則」第 1 条を踏まえ	6-2

青森大学

		教育研究活動の水準の向上に努めている。	6-3
第 2 条	○	「青森大学学則」第 1 条で明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「青森大学学則」第 17 条及び「青森大学入学者選抜管理委員会規程」に則り、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えている。	2-1
第 3 条	○	学部は「青森大学学則」第 3 条で明記しており、教育研究上適当な組織、教員数を有している。	1-2
第 4 条	○	学科は「青森大学学則」第 3 条で明記しており、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	本学では該当しない。	1-2
第 6 条	—	本学では該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「青森大学学則」第 47 条で明記しており、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等（別地キャンパスも含む）を置いている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目、主要授業科目以外の授業科目については、原則として基幹教員が担当している。薬学部における実習については、助手が補助を行っている。	3-2 4-2
第 9 条	○	「青森大学学則」第 58 条及び「青森大学付属総合研究所規程」に則り、授業を担当しない教員を研究員として置き、付属総合研究所の業務及び研究等を推進している。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	法令等で定められた基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、「青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」に則り、FD・SD 研修を実施し、能力及び資質の向上に努めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	「青森大学学長選任規程」に基づき、選出している。	4-1
第 13 条	○	「青森大学教育職員資格基準規程」第 4 条で明記している。	3-2 4-2
第 14 条	○	「青森大学教育職員資格基準規程」第 5 条で明記している。	3-2 4-2

青森大学

第 15 条	○	「青森大学教育職員資格基準規程」第 6 条で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「青森大学教育職員資格基準規程」第 7 条で明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「青森大学教育職員資格基準規程」第 8 条で明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「青森大学学則」第 3 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	「青森大学学則」第 1 条及び第 8 条で明記しており、全学及び学部・学科ごとに定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	本学では該当しない。	3-2
第 20 条	○	「青森大学学則」第 8 条及び別表（1）で明記している。	3-2
第 21 条	○	「青森大学学則」第 10 条で明記している。	3-1
第 22 条	○	「青森大学学則」第 6 条第 4 項に則り、青森大学学事日程（学事歴）を作成・運用し、年間で 35 週を確保している。	3-2
第 23 条	○	青森大学学事日程（学事歴）を作成・運用し、前学期・後学期ともに 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	基礎スタンダード科目内の語学系科目や IT 系科目、専門科目内のゼミナールなど同時に行う授業に関しては、クラス分け等を行い、教育効果を十分に上げられるような人数で設定している。	2-5
第 25 条	○	「青森大学学則」第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項で明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「学修成果の評価に関する方針」及び各授業科目のシラバスで学生に説明・明示し、学生は学内のポータルサイトから確認することができる。	3-1
第 26 条	—	本学では該当しない。	3-2
第 27 条	○	「青森大学学則」第 34 条及び第 35 条で明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	「青森大学学則」第 34 条及び第 35 条、「青森大学履修規程」第 8 条で明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	本学では該当しない。	3-1
第 28 条	○	「青森大学学則」第 12 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	「青森大学学則」第 12 条第 3 項及び第 4 項で明記している。	3-1
第 30 条	○	「青森大学学則」第 43 条及び「青森大学における高大連携授業科目の履修に関する規程」で明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	本学では該当しない。	3-2
第 31 条	○	「青森大学学則」第 42 条及び第 45 条で明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「青森大学学則」第 11 条で明記している。	3-1
第 33 条	—	本学では該当しない。	3-1

青森大学

第 34 条	○	「青森大学学則」第 59 条で明記し、教育にふさわしい環境をもち、学生が交流、休息その他に利用できる空地を有している。	2-5
第 35 条	○	「青森大学学則」第 60 条及び第 61 条、第 62 条で明記し、大学及び学園敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	「青森大学学則」第 57 条及び第 61 条、第 62 条で明記し、教育研究に支障のない施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積については、法令等の基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、法令等の基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	「青森大学学則」第 57 条で明記し、学部の種類、規模等に応じ、図書、教育研究上必要な資料は図書館に備えている。	2-5
第 39 条	○	薬学部の教育研究に必要な附属施設として、学内に薬用植物園（薬草園）を備えている。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学部の臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的として、薬学実務実習に必要な施設を備えている。	2-5
第 40 条	○	機械、器具及び標本は、必要な種類及び数を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本学の各キャンパス（青森キャンパス、東京キャンパス、むつキャンパス）それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	—	本学では該当しない。	3-2
第 42 条	—	本学では該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	本学では該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	本学では該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	本学では該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	本学では該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	本学では該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	本学では該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	本学では該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	本学では該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	本学では該当しない。	2-5
第 43 条	—	本学では該当しない。	3-2
第 44 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 45 条	—	本学では該当しない。	3-1
第 46 条	—	本学では該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	本学では該当しない。	2-5

青森大学

第 48 条	—	本学では該当しない。	2-5
第 49 条	—	本学では該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	本学では該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	本学では該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	本学では該当しない。	4-2
第 58 条	—	本学では該当しない。	1-2
第 59 条	—	本学では該当しない。	2-5
第 61 条	—	本学では該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「青森大学学則」第 36 条及び第 37 条、「青森大学学位規程」で明記している。	3-1
第 10 条	○	「青森大学学則」第 36 条及び第 37 条、「青森大学学位規程」で明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	本学では該当しない。	3-1
第 13 条	○	「青森大学学位規程」で明記している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 3 条及び「青森大学ガバナンス・コード」を制定・運用し、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るように努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 32 条第 2 項で明記している。	5-1
第 35 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 5 条及び第 12 条第 2 項で明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 3 章及び「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 6 条で明記している。	5-2
第 37 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 7 条及び第 11 条、第 13 条で明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 12 条及び第 13 条で明記している。	5-2

青森大学

第 39 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 13 条第 1 項で明記している。	5-2
第 40 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 14 条及び第 15 条、「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-2
第 41 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 17 条で明記している。	5-3
第 42 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 18 条で明記している。	5-3
第 43 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 18 条及び「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-3
第 44 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 19 条で明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 43 条及び第 44 条、「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 44 条及び「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 43 条及び第 44 条、「青森大学ガバナンス・コード」で明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 43 条及び第 44 条で明記している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 40 条で明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 29 条で明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 30 条で明記している。	5-3
第 47 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 32 条で明記している。	5-1
第 48 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 34 条及び「学校法人青森山田学園役員報酬・手当及び退職金・功労金に関する規程」で明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 36 条で明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人青森山田学園寄附行為」第 33 条で明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	大学院を設置していないため。	1-1
第 100 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 102 条	—	大学院を設置していないため。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

青森大学

第 155 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 156 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 157 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 158 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 159 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 160 条	—	大学院を設置していないため。	2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	大学院を設置していないため。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	大学院を設置していないため。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 2 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 2 条の 2	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 3 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 4 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 5 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 6 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 7 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 7 条の 2	—	大学院を設置していないため。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	大学院を設置していないため。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	—	大学院を設置していないため。	3-2 4-2
第 9 条の 3	—	大学院を設置していないため。	3-2 3-3

青森大学

			4-2 4-3
第 10 条	—	大学院を設置していないため。	2-1
第 11 条	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 12 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 3-2
第 13 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 3-2
第 14 条	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 14 条の 2	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 15 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 17 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 19 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 20 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 21 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 22 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 22 条の 2	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 22 条の 3	—	大学院を設置していないため。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	大学院を設置していないため。	1-1
第 23 条	—	大学院を設置していないため。	1-1 1-2
第 24 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 25 条	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 26 条	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 27 条	—	大学院を設置していないため。	3-2 4-2
第 28 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 30 条	—	大学院を設置していないため。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 31 条	—	大学院を設置していないため。	3-2

青森大学

第 32 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 33 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 34 条	—	大学院を設置していないため。	2-5
第 34 条の 2	—	大学院を設置していないため。	3-2
第 34 条の 3	—	大学院を設置していないため。	4-2
第 42 条	—	大学院を設置していないため。	2-3
第 43 条	—	大学院を設置していないため。	2-4
第 45 条	—	大学院を設置していないため。	1-2
第 46 条	—	大学院を設置していないため。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	専門職大学院を設置していないため。	6-2 6-3
第 2 条	—	専門職大学院を設置していないため。	1-2
第 3 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 4 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2 4-2
第 5 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2 4-2
第 5 条の 2	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2 3-3 4-2
第 6 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 6 条の 2	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 6 条の 3	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 7 条	—	専門職大学院を設置していないため。	2-5
第 8 条	—	専門職大学院を設置していないため。	2-2 3-2
第 9 条	—	専門職大学院を設置していないため。	2-2 3-2
第 10 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 11 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 12 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 13 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 14 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 15 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1

青森大学

第 16 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 17 条	—	専門職大学院を設置していないため。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	専門職大学院を設置していないため。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	専門職大学院を設置していないため。	2-1
第 20 条	—	専門職大学院を設置していないため。	2-1
第 21 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 22 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 23 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 24 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 25 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 26 条	—	専門職大学院を設置していないため。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 28 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 29 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 30 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 31 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 32 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-2
第 33 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 34 条	—	専門職大学院を設置していないため。	3-1
第 42 条	—	専門職大学院を設置していないため。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 4 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 5 条	—	大学院を設置していないため。	3-1
第 12 条	—	大学院を設置していないため。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	6-2 6-3
第2条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-2
第3条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	2-2 3-2
第4条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-2
第5条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-1
第6条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-1
第7条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-1
第8条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	3-2 4-2
第9条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	2-5
第10条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	2-5
第11条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	2-2 3-2
第13条	—	大学通信教育課程を設置していないため。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人 青森山田学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2025 年度大学案内、2025 東京キャンパス大学案内、2025 むつキャンパス大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	青森大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度青森大学入学者選抜ガイド、特待制度ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度 CAMPUS GUIDE BOOK－学生生活ガイドブック－	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度青森山田学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度青森山田学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	3 キャンパスアクセスマップ、3 キャンパスキャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	青森山田学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 6 年度役員及び評議員一覧 令和 5 年度理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監査報告書令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 6 年度学生生活ガイドブック 15～21 頁、25～30 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-12】	令和 6 年度総合経営学部シラバス	
	令和 6 年度社会学部シラバス	
	令和 6 年度ソフトウェア情報学部シラバス	
	令和 6 年度薬学部シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	青森大学 3 つのポリシー	
	青森大学総合経営学部 3 つのポリシー	
	青森大学社会学部 3 つのポリシー	
	青森大学ソフトウェア情報学部 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（基準項目 2-1）	
	改善報告書（基準項目 3-3）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	青森大学学則（第 1 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	2022 年度青森大学教職員研修会資料（夏季・冬期）（使命・目的、基本理念の審議）	
【資料 1-1-3】	2022 年度青森大学大学運営会議議事録（使命・目的、基本理念の審議）	
【資料 1-1-4】	2022 年度青森大学自己点検・評価報告書	
【資料 1-1-5】	「学生が輝く大学の構築」（2023 年度 4 月大学運営会議資料）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2024 年度 4 月大学運営会議議事録（大学の使命・目的、基本理念等について説明）	
【資料 1-2-2】	2024 年度 5 月理事会議事録（大学の使命・目的、基本理念等について説明）	
【資料 1-2-3】	青森大学案内（2024 年）	
【資料 1-2-4】	2023 年度学位記授与式次第	
【資料 1-2-5】	青森大学学生生活ガイドブック 2023	
【資料 1-2-6】	青森大学の理念揭示場所	
【資料 1-2-7】	青森大学の中期的計画（令和 6～令和 10 年度）	
【資料 1-2-8】	青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	2023 年度教授会議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）	
【資料 1-2-10】	2023 年度大学運営会議議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）	
【資料 1-2-11】	2023 年度青森大学組織構成図	
【資料 1-2-12】	2023 年度校務分掌（全学）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	青森大学学則第 1 条第 3 項（人材養成に関する目的、教育研究上の目的）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め（学長裁定）	
【資料 2-1-3】	青森大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	2024 年度青森大学入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド	
【資料 2-1-5】	青森大学入学者選抜管理委員会規程	
【資料 2-1-6】	青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程	
【資料 2-1-7】	2024 年度留学生選抜ガイド	
【資料 2-1-8】	2023 年度青森大学入学者選抜選考部会議事録	
【資料 2-1-9】	2024 年度青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会議事録	
【資料 2-1-10】	青森大学中期的計画（令和 6 年度～令和 10 年度）	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-1-11】	青森大学入学者選抜管理委員会入学者選抜選考部会内規	
【資料 2-1-12】	青森大学入学者選抜管理委員会学生募集戦略部会内規	
【資料 2-1-13】	青森大学入学者選抜管理委員会離学者防止対策部会内規	
【資料 2-1-14】	薬学部強化タスクフォース学長裁定	
2-2. 学修支援		

青森大学

【資料 2-2-1】	青森大学における学生支援の方針	
【資料 2-2-2】	青森大学学修支援センター規程	
【資料 2-2-3】	2023 年度学修支援センター計画	
【資料 2-2-4】	2023 年度学修支援センター活動総括	
【資料 2-2-5】	2023 年度学修支援センター運営会議議事録	
【資料 2-2-6】	青森大学薬学教育センター規程	
【資料 2-2-7】	青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程	【資料 2-1-6】 と同じ
【資料 2-2-8】	各学部オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-9】	青森大学チューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-10】	青森大学学生相談・特別支援センター規程	
【資料 2-2-11】	2023 年度学生相談・特別支援センター総括	
【資料 2-2-12】	障がい学生支援ガイドライン	
【資料 2-2-13】	青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会離学者防止対策部会内規	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	青森大学における学生支援の方針	【資料 2-2-1】 と同じ
【資料 2-3-2】	「キャリアデザイン A」シラバス、「キャリアデザイン B」シラバス	
【資料 2-3-3】	インターンシップ参加状況	
【資料 2-3-4】	インターンシップ指導記録	
【資料 2-3-5】	インターンシップ体験実習報告	
【資料 2-3-6】	薬学部就職担当教員発信情報	
【資料 2-3-7】	薬学部主催キャリアガイダンスの案内チラシ	
【資料 2-3-8】	青森大学キャリア支援チームの設置について	
【資料 2-3-9】	2023 年度キャリア支援チーム年間計画	
【資料 2-3-10】	2023 年度キャリア支援チーム検討会議議事録(年間計画における審議)	
【資料 2-3-11】	就職相談等の利用状況	
【資料 2-3-12】	キャリアアンケート回答	
【資料 2-3-13】	求人情報発信	
【資料 2-3-14】	就職進路状況	
【資料 2-3-15】	内定率一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	青森大学学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	青森大学学生相談・特別支援センター規程	【資料 2-2-10】 と同じ
【資料 2-4-3】	青森大学留学生支援センター規程	
【資料 2-4-4】	青森大学薬学教育センター規程	
【資料 2-4-5】	全学部オフィスアワー一覧	【資料 2-2-8】 と同じ
【資料 2-4-6】	学生面談記録	
【資料 2-4-7】	保健室利用記録	
【資料 2-4-8】	清新北診療所宛「学校医の委嘱について」(東京キャンパス)	
【資料 2-4-9】	菊池医院「学校医契約書」(むつキャンパス)	
【資料 2-4-10】	2023 年度学生健康診断実施要項(青森キャンパス)	
【資料 2-4-11】	2023 年度学生健康診断実施要項(東京キャンパス)	
【資料 2-4-12】	2023 年度学生健康診断実施要項(むつキャンパス)	
【資料 2-4-13】	2023 年度カウンセリング利用者状況	
【資料 2-4-14】	青森大学学生相談・特別支援センター会議議事録(東京・むつからの相談記録)	
【資料 2-4-15】	青森大学学友会会則	

青森大学

【資料 2-4-16】	2023 年年度学友会クラブ・サークル顧問一覧	
【資料 2-4-17】	2023 年度大学祭プログラム	
【資料 2-4-18】	2023 年度「あおりんプロジェクト」募集要項	
【資料 2-4-19】	2024 年度青森大学入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-4-20】	青森大学学業特待制度継続審査に関する内規	
【資料 2-4-21】	THE MOST 選抜要項	
【資料 2-4-22】	青森大学特別奨学給付金制度審査に関する内規	
【資料 2-4-23】	青森大学スポーツ・文芸特待制度継続審査に関する内規	
【資料 2-4-24】	私費外国人留学生授業料等減免に関する規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生生活ガイドブック 2023（青森キャンパス校舎施設配置図、東京キャンパス平面図、むつキャンパス平面図）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-5-2】	青森キャンパス主要施設概要	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-3】	東京キャンパスの主要施設概要	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-4】	むつキャンパスの主要施設概要	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-5】	青森大学施設整備将来計画委員会規程	
【資料 2-5-6】	2023 年度青森大学施設整備将来計画委員会議事録	
【資料 2-5-7】	青森大学施設整備計画	
【資料 2-5-8】	青森大学附属図書館規程	
【資料 2-5-9】	青森大学附属図書館利用細則	
【資料 2-5-10】	青森大学図書委員会規程	
【資料 2-5-11】	図書館利用状況	
【資料 2-5-12】	図書館学生スタッフの勤務資料	
【資料 2-5-13】	2023 年度青森大学図書委員会議事録	
【資料 2-5-14】	青森大学情報化推進センター規程	
【資料 2-5-15】	青森大学情報システム利用細則	
【資料 2-5-16】	2023 年度履修者一覧資料	
【資料 2-5-17】	教室収容人数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度学修状況調査分析結果（3 月大学運営会議：学長説明資料）	
【資料 2-6-2】	2023 年度満足度調査分析結果（3 月大学運営会議：学長説明資料）	
【資料 2-6-3】	本学ホームページ（IR 情報）	
【資料 2-6-4】	2023 年度第 4 回質保証委員会資料（学位プログラムについて-各学部長より卒業判定・進級判定総括及び改善点）	
【資料 2-6-5】	2023 年度第 4 回質保証委員会議事録	
【資料 2-6-6】	学生の声への対応（3 月大学運営会議教務資料）	
【資料 2-6-7】	学生向け掲示	
【資料 2-6-8】	学生相談・特別支援センター議事録（保健室担当看護師の報告）	【資料 2-4-14】と同じ
【資料 2-6-9】	学生定期健康診断結果（2023 年 11 月）	
【資料 2-6-10】	青森大学「保健だより」	
【資料 2-6-11】	施設整備将来計画委員会議事録（学生の声への対応記録）	
【資料 2-6-12】	学生向け掲示（机・いすの交換）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	青森大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	2023 年度大学運営会議議事録（ディプロマ・ポリシーの審議・検証）	
【資料 3-1-4】	2024 年度入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 3-1-5】	青森大学学生生活ガイドブック 2023	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-1-6】	2023 年度新入生オリエンテーション資料	
【資料 3-1-7】	2023 年度在学ガイダンス資料	
【資料 3-1-8】	2023 年度シラバス作成要領	
【資料 3-1-9】	青森大学学修達成度評価ルーブリック	
【資料 3-1-10】	青森大学学則第 10 条、第 11 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	青森大学履修規程	
【資料 3-1-12】	青森大学学修成果の評価に関する方針	
【資料 3-1-13】	青森大学における進級・卒業に関する判断基準	
【資料 3-1-14】	総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」	
【資料 3-1-15】	社会学部「卒業判定の評価に関する基準」	
【資料 3-1-16】	ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」	
【資料 3-1-17】	薬学部「卒業判定の評価に関する基準」	
【資料 3-1-18】	総合経営学部の進級判定基準	
【資料 3-1-19】	社会学部の進級判定基準	
【資料 3-1-20】	ソフトウェア情報学部の進級判定基準	
【資料 3-1-21】	薬学部の進級判定基準	
【資料 3-1-22】	2023 年度総合経営学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	
【資料 3-1-23】	2023 年度社会学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	
【資料 3-1-24】	2023 年度ソフトウェア情報学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	
【資料 3-1-25】	2023 年度薬学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	2023 年度大学運営会議議事録（カリキュラム・ポリシーの審議・検証）	
【資料 3-2-3】	2024 年度入学者選抜ガイド・2024 年度特待制度ガイド	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 3-2-4】	青森大学学生生活ガイドブック 2023	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-2-5】	2023 年度新入生オリエンテーション資料	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-6】	2023 年度在学ガイダンス資料	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-7】	2023 年度シラバス作成要領	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-8】	青森大学学修達成度評価ルーブリック	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-9】	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（総合経営学部）	
【資料 3-2-10】	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（社会学部）	
【資料 3-2-11】	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（ソフトウェア情報学部）	
【資料 3-2-12】	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（薬学部）	
【資料 3-2-13】	カリキュラム・マップ（各学部）	

青森大学

【資料 3-2-14】	令和 5 年度教授会議事録（カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性、カリキュラム・マップの審議・検証）	
【資料 3-2-15】	2023 年度教育課程表（学則別表 1）	
【資料 3-2-16】	2023 年度シラバスチェック表	
【資料 3-2-17】	青森大学履修規程	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-2-18】	青森大学教務委員会規程	
【資料 3-2-19】	2024 年度教務委員会議事録	
【資料 3-2-20】	2023 シラバス（「学問のすすめ」）	
【資料 3-2-21】	学びの道しるべ	
【資料 3-2-22】	青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程	
【資料 3-2-23】	2023 年度 FD・SD 委員会活動報告書（委員会議事録、FD 勉強会）	
【資料 3-2-24】	2023 年度授業公開報告書	
【資料 3-2-25】	2023 年度授業改善方策報告書	
【資料 3-2-26】	本学ホームページ（授業評価アンケート結果に伴う授業改善方策集計結果）	
【資料 3-2-27】	FD 勉強会開催案内	
【資料 3-2-28】	総合研究所事業報告書（Cafe 総研実施状況）	
【資料 3-2-29】	青森大学遠隔授業の運用に関する規程	
【資料 3-2-30】	青森大学遠隔授業の運用に関する内規	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	青森大学学修成果の評価に関する方針	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-3-2】	青森大学における内部質保証の方針	
【資料 3-3-3】	青森大学質保証委員会規程	
【資料 3-3-4】	青森大学学修達成度評価ルーブリック	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-3-5】	総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」	【資料 3-1-14】と同じ
【資料 3-3-6】	社会学部「卒業判定の評価に関する基準」	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-3-7】	ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-3-8】	薬学部「卒業判定の評価に関する基準」	【資料 3-1-17】と同じ
【資料 3-3-9】	総合経営学部「卒業論文」の評価基準	
【資料 3-3-10】	社会学部「卒業論文」の評価基準	
【資料 3-3-11】	ソフトウェア情報学部「卒業研究」の評価基準	
【資料 3-3-12】	薬学部「卒業研究」の評価基準	
【資料 3-3-13】	学修成果可視化アプリのマニュアル	
【資料 3-3-14】	2023 年度第 4 回質保証委員会議事録	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-15】	2023 年度 学位プログラムの点検・評価について：質保証委員会資料	
【資料 3-3-16】	2022 年度累積単位・GPA（各学部・各学年：質保証委員会資料）	
【資料 3-3-17】	2023 年度累積単位・GPA（各学部・各学年：質保証委員会資料）	
【資料 3-3-18】	2023 年度「卒業論文」「卒業研究」評価分布（各学部：質保証委員会資料）	
【資料 3-3-19】	2023 年度学生個人の評価（全学・各学部：質保証委員会資料）	
【資料 3-3-20】	2023 年度「学修状況調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-21】	2023 年度「満足度調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-22】	2023 年度学位プログラム点検評価結果（各学部：質保証委員会資料）	
【資料 3-3-23】	2023 年度総合経営学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	
【資料 3-3-24】	2023 年度社会学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）	

青森大学

【資料 3-3-25】	2023 年度ソフトウェア情報学部 2 月教授会議事録 (卒業進級判定会議)	
【資料 3-3-26】	2023 年度薬学部 2 月教授会議事録 (卒業進級判定会議)	
【資料 3-3-27】	各学部が定めるベンチマーク等の基準 (各学部)	
【資料 3-3-28】	2023 年度各学部が定めるベンチマーク等の基準に基づく分析 (各学部)	
【資料 3-3-29】	2023 年度授業改善方策報告書	【資料 3-2-25】 と同じ
【資料 3-3-30】	本学ホームページ (授業改善集計一覧)	【資料 3-2-26】 と同じ
【資料 3-3-31】	2022 年度第 2 回質保証委員会議事録	
【資料 3-3-32】	2023 年度第 1 回質保証委員会議事録	
【資料 3-3-33】	2023 年度学修成果の点検・評価に基づくベンチマーク計画 (各学部)	
【資料 3-3-34】	学生による授業アンケートの実施について (2023 年度前期・後期)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	青森大学学長の職務に関する規程	
【資料 4-1-2】	青森大学大学運営会議規程	
【資料 4-1-3】	青森大学全学情報交換会規程	
【資料 4-1-4】	青森大学副学長職務規程	
【資料 4-1-5】	学長を支える体制及び役割	
【資料 4-1-6】	青森大学学監職務規程	
【資料 4-1-7】	青森大学学長室規程	
【資料 4-1-8】	青森大学学部長職務規程	
【資料 4-1-9】	2024 年度青森大学組織構成図	
【資料 4-1-10】	2024 年度校務分掌	
【資料 4-1-11】	青森大学学則第 53 条 (教授会)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-12】	青森大学教授会規程	
【資料 4-1-13】	教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 4-1-14】	青森山田学園組織事務分掌規程	
【資料 4-1-15】	青森山田学園人事考課規程	
【資料 4-1-16】	青森大学学長会議規程 (令和 6 年 3 月廃止)	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学設置基準上必要教員数及び本学の教員所属一覧 (2024 年度)	
【資料 4-2-2】	青森大学教育職員選考規程	
【資料 4-2-3】	青森大学教育職員資格基準規程	
【資料 4-2-4】	青森大学資格審査委員会規程	
【資料 4-2-5】	2023 年度青森大学資格審査委員会議事録	
【資料 4-2-6】	青森大学教職員人事考課に関する裁定	
【資料 4-2-7】	青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及び スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 4-2-8】	2023 年度 FD・SD 委員会活動報告書	【資料 3-2-23】 と同じ
【資料 4-2-9】	2023 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-2-10】	2023 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-2-11】	2024 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-2-12】	2023 年度夏季教職員研修会資料	

青森大学

【資料 4-2-13】	2023 年度冬季教職員研究会資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及び スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 4-3-2】	2023 年度青森大学 FD・SD 委員会活動報告書	【資料 3-2-23】 と同じ
【資料 4-3-3】	青森大学教職員人事考課に関する裁定	【資料 4-2-6】 と同じ
【資料 4-3-4】	学校法人青森山田学園事務職員評価表	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	青森大学附属総合研究所規程	
【資料 4-4-2】	本学ホームページ (青森大学附属総合研究所紀要)	
【資料 4-4-3】	青森大学青森ねぶた健康研究所運営規程	
【資料 4-4-4】	青森大学脳と健康科学研究センターの設置及び運営に関する規則	
【資料 4-4-5】	青森大学脳と健康科学研究センター令和 5 年度活動報告	
【資料 4-4-6】	令和 6 年度「研究環境に関する満足度調査」結果	
【資料 4-4-7】	青森大学における研究活動に関する行動規範	
【資料 4-4-8】	青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-9】	青森大学科学研究費補助金等公的研究費不正防止計画推進部署要項	
【資料 4-4-10】	青森大学不正防止計画	
【資料 4-4-11】	研究費ハンドブック 2024 年度	
【資料 4-4-12】	個人情報保護に関する誓約書	
【資料 4-4-13】	公的研究費運営・管理にあたっての誓約書	
【資料 4-4-14】	青森大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-15】	青森大学総合経営学部倫理規程	
【資料 4-4-16】	青森大学社会学部倫理規程	
【資料 4-4-17】	青森大学ソフトウェア情報学部倫理規程	
【資料 4-4-18】	青森大学薬学部倫理規程	
【資料 4-4-19】	第 10 回教育研究プロジェクト採択表	
【資料 4-4-20】	第 10 回青森大学教育研究プロジェクト成果報告資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人青森山田学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	青森大学ホームページ (情報公開)	
【資料 5-1-3】	青森大学ガバナンス・コード (第 4 章)	
【資料 5-1-4】	青森大学公益通報者保護等に関する規程	
【資料 5-1-5】	青森大学学則第 1 条 (目的)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 5-1-6】	青森大学の中期的計画 (令和 6 年度～10 年度)	【資料 1-2-7】 と同じ
【資料 5-1-7】	2023 年度青森大学事業計画 (令和 4 年度 2 月大学運営会議資料)	
【資料 5-1-8】	青森大学の環境に関する方針	
【資料 5-1-9】	青森大学 SDGs 研究センター規程	
【資料 5-1-10】	青森大学における人権の尊重に関する方針	
【資料 5-1-11】	青森大学ハラスメント防止対策規程	
【資料 5-1-12】	青森大学における危機管理に関する規則	
【資料 5-1-13】	青森大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-14】	青森大学危機管理マニュアル	

青森大学

【資料 5-1-15】	青森大学における学生支援の方針	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 5-1-16】	青森県むつ市との包括的連携協定書	
【資料 5-1-17】	令和 5 年度避難訓練実施要項（各キャンパス）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人青森山田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人青森山田学園役員等名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	議決権行使書・委任状	
【資料 5-2-4】	学校法人青森山田学園法人理事職務内容	
【資料 5-2-5】	学校法人青森山田学園理事会評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-6】	学校法人青森山田学園学内理事・評議員会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人青森山田学園理事・監事・評議員一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	青森大学協議会規程	
【資料 5-3-3】	学校法人青森山田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-4】	監事監査チェック表	
【資料 5-3-5】	令和 5 年度理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	令和 5 年度評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	令和 5 年度理事会議事録	
【資料 5-3-8】	2023 年監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5 年度学校法人青森山田学園経営改善計画	
【資料 5-4-2】	令和 6 年度学校法人青森山田学園事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-3】	2023 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	2023 年度財産目録	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	青森山田学園経理規程	
【資料 5-5-2】	青森山田学園予算管理規程	
【資料 5-5-3】	2023 年 5 月理事会議事録	
【資料 5-5-4】	2023 年監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-5】	2023 年公認会計士による監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	青森大学における内部質保証の方針（概念組織図、プロセス図を含む）	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-1-2】	青森大学質保証委員会規程	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 6-1-3】	2023 年度青森大学質保証委員会議事録	【資料 3-3-32】と同じ
【資料 6-1-4】	青森大学 IR 推進センター規程（令和 6 年 3 月廃止）	
【資料 6-1-5】	IR 推進センター会議議事録	
【資料 6-1-6】	青森大学学長室規程	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 6-1-7】	学長会議記録（IR の業務・業務分担、計画）	
【資料 6-1-8】	青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程	
【資料 6-1-9】	2023 年度青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録	
【資料 6-1-10】	青森大学大学運営会議議事録（内部質保証の方針、概念組織図、プロセス図）	
【資料 6-1-11】	2022 年度青森大学自己点検・評価報告書	【資料 1-1-4】と同じ

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2023 年度質保証委員会年間実施計画	
【資料 6-2-2】	2023 年度各学部及び委員会年間実施計画	
【資料 6-2-3】	2023 年度各学部及び委員会総括資料	
【資料 6-2-4】	2023 年度第 1 回自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録 (2023 年度報告書作成スケジュール)	
【資料 6-2-5】	2024 年度第 1 回自己点検評価・認証評価審査対策委員会議事録	
【資料 6-2-6】	2024 年度自己点検評価・認証評価審査対策委員会年度計画	
【資料 6-2-7】	2022 年度自己点検・評価報告書	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 6-2-8】	青森大学ホームページ(自己点検・評価報告書)	
【資料 6-2-9】	青森大学 IR 推進センター規程(令和 6 年 3 月廃止)	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-10】	青森大学学長室規程	【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-2-11】	IR 推進センター会議議事録(センターの活動)	【資料 6-1-5】と同じ
【資料 6-2-12】	本学ホームページ(IR 情報)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	3 つのポリシー(全学、各学部)	【資料 F-13】と同じ
【資料 6-3-2】	学修成果の評価に関する方針	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度第 4 回質保証委員会議事録: 学位プログラムの総括・ 改善点及びフィードバック	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 6-3-4】	「学位プログラムの評価の方法」に基づく集計結果	
【資料 6-3-5】	青森大学中期的計画	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 6-3-6】	第 1 回質保証委員会議事録(改善・向上方策の点検・確定)	
【資料 6-3-7】	第 1 回薬学部強化タスクフォース会議議事録	

基準 A. 地域ととともに生きる大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学内体制・環境の整備		
【資料 A-1-1】	青森大学における社会連携・社会貢献の方針	
【資料 A-1-2】	青森大学社会連携委員会規程	
【資料 A-1-3】	青森大学社会連携センター規則	
【資料 A-1-4】	青森大学ホームページ(地域に係る諸活動について)	
【資料 A-1-5】	社会連携センターFacebook ページ	
A-2. 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	連携協定書(青森市)	
【資料 A-2-2】	連携協定一覧	
【資料 A-2-3】	高大連携協定締結校(担当事務職員)一覧	
【資料 A-2-4】	令和 5 年度青森地域フォーラム実施要項	
【資料 A-2-5】	本学ホームページ(社会連携センター: 高校生科学研究コンテスト)	
【資料 A-2-6】	本学ホームページ(令和 5 年度青森県総合学科高等学校研究発表会)	
【資料 A-2-7】	本学ホームページ(薬学部ニュース: 令和 5 年度薬剤師体験セミナー)	
【資料 A-2-8】	本学ホームページ(青森市ビジネスアイデアコンテスト)	
【資料 A-2-9】	青森市産学官連携プラットフォーム合同学修研究発表会チラシ	
【資料 A-2-10】	本学ホームページ(社会連携センター: 出張講義)	
【資料 A-2-11】	令和 6 年度高大連携打合せ報告書	
【資料 A-2-12】	令和 5 年度青森大学地域貢献賞募集要項	

青森大学

【資料 A-2-13】	青森大学ホームページ（社会連携センター：令和5年度青森大学地域貢献賞）	
A-3. 生涯学習事業の開催について		
【資料 A-3-1】	青森大学オープンカレッジ規則	
【資料 A-3-2】	令和5年度「市民大学」募集要項	
【資料 A-3-3】	令和5年度「みちのく散歩道」募集要項	
【資料 A-3-4】	令和5年度「スキー教室」募集要項	
【資料 A-3-5】	本学ホームページ（出張講義）	【資料 A-2-10】と同じ
A-4. 大学施設の積極的な開放について		
【資料 A-4-1】	2023年度外部団体施設使用状況	